

建 築 課

議案第13号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要	2～6
資料②	港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料額について	7～88
資料③	新旧対照表	89～165
資料④	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（官報抜粋）	166～176
資料⑤	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（官報抜粋）	177

港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要

令和4（2022）年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により以下の法律が改正されました。

1 建築基準法について

- 500㎡以下の建築物に関する確認申請、完了検査等の手数料を引き上げます。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律について

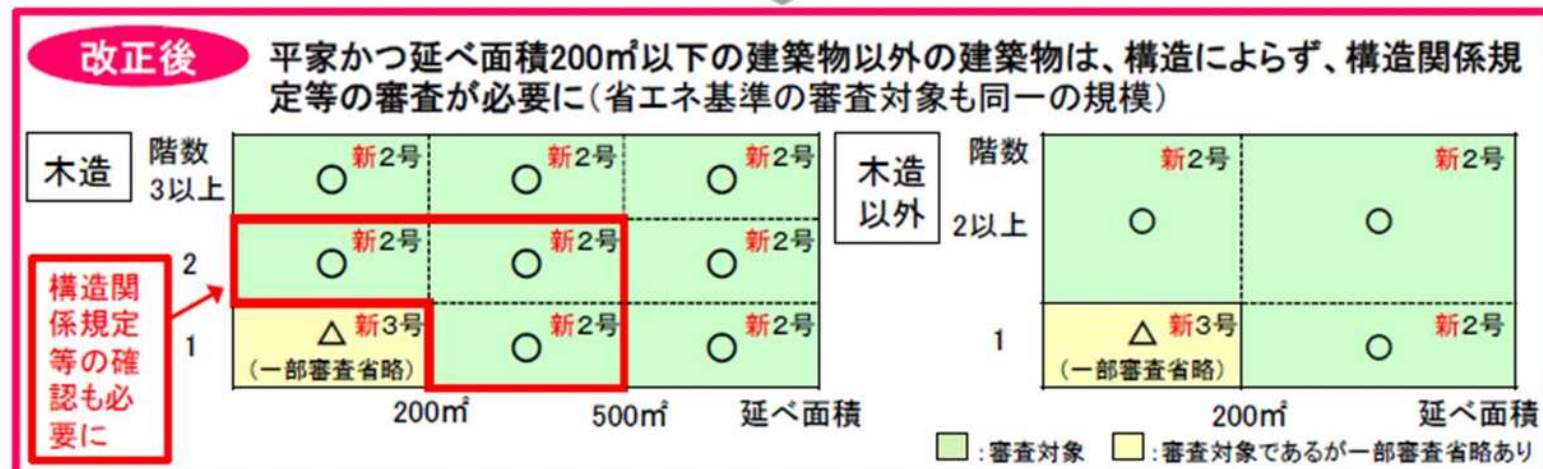
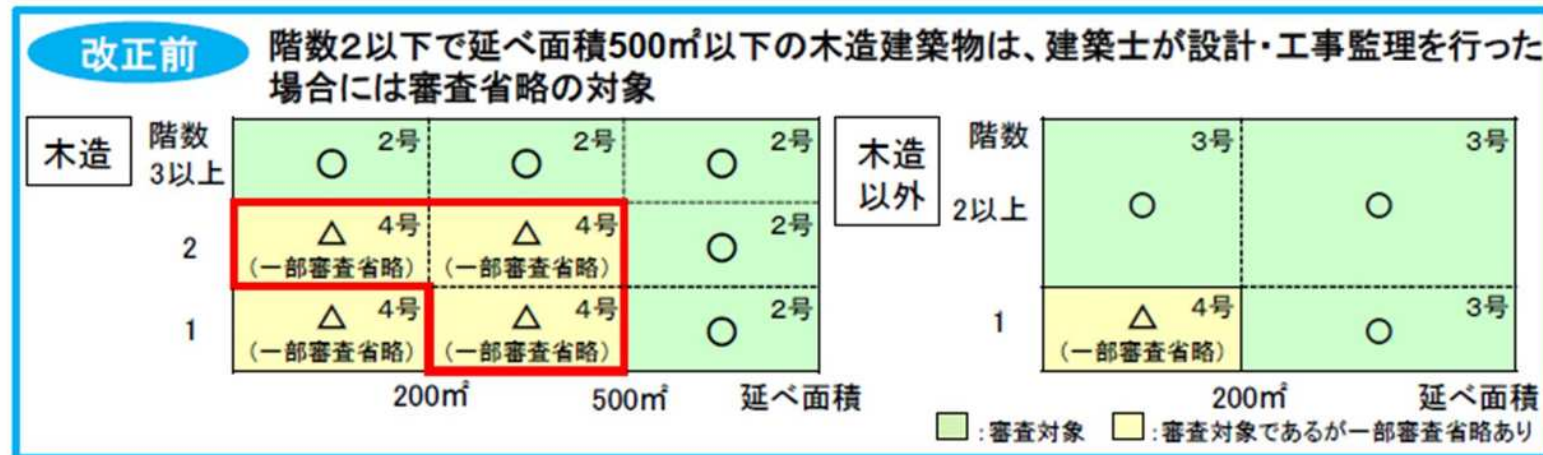
- 低炭素建築物新築等計画認定申請等の手数料を引き上げるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定における評価方法に合わせて申請区分を変更します。
- 確認申請等の審査の中で行う建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料を新設します。
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料を引き上げるとともに、住宅及び小規模な非住宅等についての適合性判定手数料を新設します。
- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等の手数料を引き上げるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定における評価方法に合わせて申請区分を変更します。
- 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料を廃止します。

港区街づくり推進事務手数料条例の改正について

1 建築基準法の改正について（令和7年4月1日施行）

主な改正概要

省エネ基準への適合義務化に伴い、建築物が重量化することから、構造安全性の基準への適合を確実に担保するため、構造関係規定等の審査が必要となる建築物の対象規模が拡大されます。



出典：「改正建築物省エネ法・建築基準法の3年目施行について」（国土交通省住宅局建築指導課）の資料を抜粋して作成

港区街づくり推進事務手数料条例の改正について

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正について（令和7年4月1日施行）

主な改正概要

- ① 原則全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられます。

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

出典：「改正建築物省エネ法・建築基準法の3年目施行について」（国土交通省住宅局建築指導課）の資料を抜粋して作成

港区街づくり推進事務手数料条例の改正について

- ② 省エネ基準は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるほか、評価方法が規定されています。新たに義務化される住宅の評価方法は、仕様基準、仕様・計算併用、標準計算の3種類になります。都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定にも同じ評価方法が適用されます。

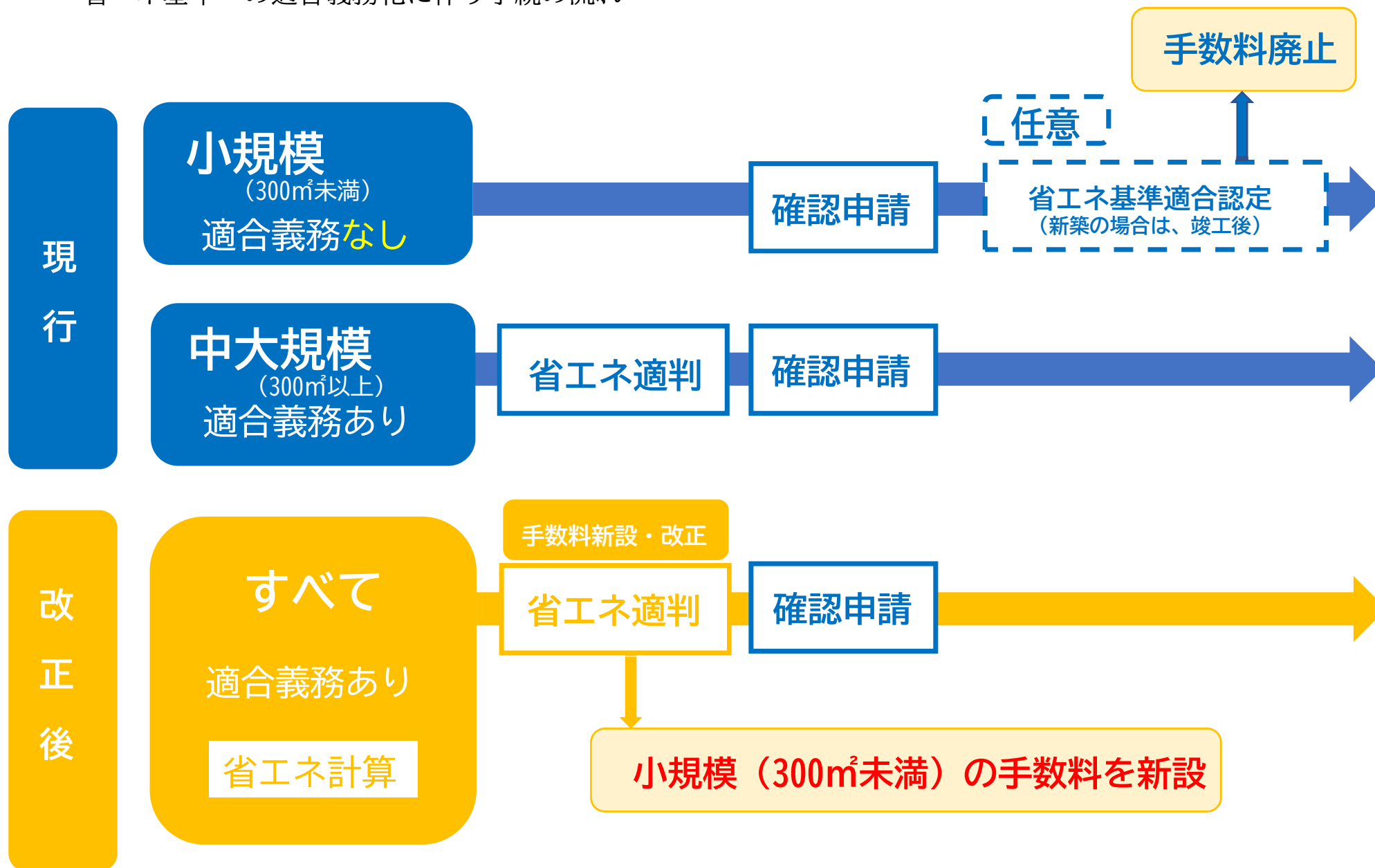
- 住宅の省エネ性能のうち、**外皮性能基準は外皮計算又は断熱材等の仕様により、一次エネルギー消費量基準はWebプログラム又は導入する設備の仕様により評価できます。**
- 2023年10月より**外皮性能は仕様基準※**で、**一次エネルギー消費量は計算※**でそれぞれ評価（仕様・計算併用）が可能となりました。
※逆の組合せも可能
- 外皮基準・一次エネルギー消費量基準の**両方**を仕様基準で評価する場合、**省エネ適判は不要**です。



出典：「改正建築物省エネ法・建築基準法の3年目施行について」（国土交通省住宅局建築指導課）の資料を抜粋して作成

港区街づくり推進事務手数料条例の改正について

省エネ基準への適合義務化に伴う手続の流れ



港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料額について

申請手数料は、人件費及び物件費により構成されています。

$$\boxed{\text{申請手数料※}} = \boxed{\text{人 件 費}} + \boxed{\text{物 件 費}}$$

※手数料は、100円未満を切り捨てて算出しています。

人件費について

各申請に対し、その内容に応じて受付、書類審査、事務処理等に要する標準的な時間を設定し、それに時間単価を掛け人件費としています。

《 令和5年度決算による人件費時間単価の算出方法 》

令和5年度決算額を基にした一般職員1人当たりの人件費 = 7,767千円

人件費単価 = 7,767千円 ÷ 243日 ÷ (60分×7.75時間)
= 68.73円/分

物件費について

物件費は、消耗品のほか、通信費、印刷製本費により構成されています。

- 通信費： 申請者又は代理者との連絡時の電話代などです。
- 印刷製本費： 申請書の様式その他関係書類の印刷代です。

手数料の算出について

建築基準法に基づく事務

○建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査 (別表1の部7の項)

・床面積30㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$74 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 5,086 \text{ 円}$$

$$\text{② 物件費} = 1,860 \text{ 円}$$

$$\text{③ 合計 (①+②)} = 6,946 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{6,900 \text{ 円}}$$

・床面積30㎡を超え100㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$163 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 11,203 \text{ 円}$$

$$\text{② 物件費} = 1,860 \text{ 円}$$

$$\text{③ 合計 (①+②)} = 13,063 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{13,000 \text{ 円}}$$

・床面積100㎡を超え200㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$279 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 19,176 \text{ 円}$$

$$\text{② 物件費} = 1,860 \text{ 円}$$

$$\text{③ 合計 (①+②)} = 21,036 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{21,000 \text{ 円}}$$

・床面積200㎡を超え500㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$337 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 23,162 \text{ 円}$$

$$\text{② 物件費} = 1,860 \text{ 円}$$

$$\text{③ 合計 (①+②)} = 25,022 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{25,000 \text{ 円}}$$

○建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査

(別表1の部15の項)

・床面積30㎡以下のもの

① 人件費(受付、書類審査、現場審査、事務処理等)

$$192\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 13,196\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計(①+②) = 15,056円

⇒ 手数料 15,000円

・床面積30㎡を超え100㎡以下のもの

① 人件費(受付、書類審査、現場審査、事務処理等)

$$221\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 15,189\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計(①+②) = 17,049円

⇒ 手数料 17,000円

・床面積100㎡を超え200㎡以下のもの

① 人件費(受付、書類審査、現場審査、事務処理等)

$$338\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 23,231\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計(①+②) = 25,091円

⇒ 手数料 25,000円

・床面積200㎡を超え500㎡以下のもの

① 人件費(受付、書類審査、現場審査、事務処理等)

$$425\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 29,210\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計(①+②) = 31,070円

⇒ 手数料 31,000円

○建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（中間検査有）の申請
に対する審査（別表1の部19の項）

・床面積30㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$148 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 10,172 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,860 円

③ 合計（①+②） = 12,032 円

⇒ 手数料 12,000 円

・床面積30㎡を超え100㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$206 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 14,158 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,860 円

③ 合計（①+②） = 16,018 円

⇒ 手数料 16,000 円

・床面積100㎡を超え200㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$309 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 21,238 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,860 円

③ 合計（①+②） = 23,098 円

⇒ 手数料 23,000 円

・床面積200㎡を超え500㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$395 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 27,148 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,860 円

③ 合計（①+②） = 29,008 円

⇒ 手数料 29,000 円

○建築基準法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査

(別表1の部25の2の項)

・床面積30㎡以下のもの

① 人件費(受付、書類審査、事務処理等)

$$74\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 5,086\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計(①+②) = 6,946円

⇒ 手数料 6,900円

・床面積30㎡を超え100㎡以下のもの

① 人件費(受付、書類審査、事務処理等)

$$163\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 11,203\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計(①+②) = 13,063円

⇒ 手数料 13,000円

・床面積100㎡を超え200㎡以下のもの

① 人件費(受付、書類審査、事務処理等)

$$279\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 19,176\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計(①+②) = 21,036円

⇒ 手数料 21,000円

・床面積200㎡を超え500㎡以下のもの

① 人件費(受付、書類審査、事務処理等)

$$337\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 23,162\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計(①+②) = 25,022円

⇒ 手数料 25,000円

○建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する
審査（別表1の部25の11の項）

・床面積30㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$192\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 13,196\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計（①+②） = 15,056円

⇒ 手数料 15,000円

・床面積30㎡を超え100㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$221\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 15,189\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計（①+②） = 17,049円

⇒ 手数料 17,000円

・床面積100㎡を超え200㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$338\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 23,231\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計（①+②） = 25,091円

⇒ 手数料 25,000円

・床面積200㎡を超え500㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$425\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 29,210\text{円}$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計（①+②） = 31,070円

⇒ 手数料 31,000円

○建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査（中間検査有）
の通知に対する審査（別表1の部25の15の項）

・床面積30㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$148分 \times 68.73円/分 = 10,172円$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計（①+②） = 12,032円

⇒ 手数料 12,000円

・床面積30㎡を超え100㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$206分 \times 68.73円/分 = 14,158円$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計（①+②） = 16,018円

⇒ 手数料 16,000円

・床面積100㎡を超え200㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$309分 \times 68.73円/分 = 21,238円$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計（①+②） = 23,098円

⇒ 手数料 23,000円

・床面積200㎡を超え500㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、現場審査、事務処理等）

$$395分 \times 68.73円/分 = 27,148円$$

② 物件費 = 1,860円

③ 合計（①+②） = 29,008円

⇒ 手数料 29,000円

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

○低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（別表2の部1の項）

【適合証がある場合で、誘導仕様基準によらない場合】

・一戸建て住宅

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$70 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 4,811 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,050 円

③ 合計（①+②） = 5,861 円

⇒ 手数料 5,800 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$143 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 9,828 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 11,378 円

⇒ 手数料 11,300 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$314 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 21,581 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,300 円

③ 合計（①+②） = 23,881 円

⇒ 手数料 23,800 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$681 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 46,805 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050 円

③ 合計（①+②） = 52,855 円

⇒ 手数料 52,800 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,218 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 83,713 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050円

③ 合計（①+②） = 94,763円

⇒ 手数料 94,700円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$142 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 9,759 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 11,309円

⇒ 手数料 11,300円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡以上1,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$254 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 17,457 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,050円

③ 合計（①+②） = 19,507円

⇒ 手数料 19,500円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$409 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 28,110 \text{ 円}$$

② 物件費 = 3,550円

③ 合計（①+②） = 31,660円

⇒ 手数料 31,600円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,285\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 88,318\text{円}$$

② 物件費 = 6,050円

③ 合計（①+②） = 94,368円

⇒ 手数料 94,300円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,008\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 138,009\text{円}$$

② 物件費 = 11,050円

③ 合計（①+②） = 149,059円

⇒ 手数料 149,000円

【適合証がない場合で、誘導仕様基準による場合】

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$286\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 19,656\text{円}$$

② 物件費 = 1,050円

③ 合計（①+②） = 20,706円

⇒ 手数料 20,700円

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$308\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 21,168\text{円}$$

② 物件費 = 1,100円

③ 合計（①+②） = 22,268円

⇒ 手数料 22,200円

【適合証がない場合で、仕様・計算併用法による場合】

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$423 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 29,072 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,050 円

③ 合計（①+②） = 30,122 円

⇒ 手数料 30,100 円

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$468 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 32,165 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,100 円

③ 合計（①+②） = 33,265 円

⇒ 手数料 33,200 円

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$570 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 39,176 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,050 円

③ 合計（①+②） = 40,226 円

⇒ 手数料 40,200 円

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$638 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 43,849 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,100 円

③ 合計（①+②） = 44,949 円

⇒ 手数料 44,900 円

【適合証がない場合で、誘導仕様基準による場合】

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$541 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 37,182 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 38,732 円

⇒ 手数料 38,700 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$940 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 64,606 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,300 円

③ 合計（①+②） = 66,906 円

⇒ 手数料 66,900 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,659 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 114,023 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050 円

③ 合計（①+②） = 120,073 円

⇒ 手数料 120,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下もの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,503 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 172,031 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050 円

③ 合計（①+②） = 183,081 円

⇒ 手数料 183,000 円

【適合証がない場合で、仕様・計算併用法による場合】

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$848 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 58,283 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 59,833 円

⇒ 手数料 59,800 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,422 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 97,734 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,300 円

③ 合計（①+②） = 100,034 円

⇒ 手数料 100,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,459 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 169,007 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050 円

③ 合計（①+②） = 175,057 円

⇒ 手数料 175,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,565 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 245,022 \text{ 円}$$

③ 物件費 = 11,050 円

④ 合計（①+②） = 256,072 円

⇒ 手数料 256,000 円

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,156 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 79,451 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 81,001 円

⇒ 手数料 81,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,931 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 132,717 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,300 円

③ 合計（①+②） = 135,017 円

⇒ 手数料 135,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,245 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 223,028 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050 円

③ 合計（①+②） = 229,078 円

⇒ 手数料 229,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,627 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 318,013 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050 円

③ 合計（①+②） = 329,063 円

⇒ 手数料 329,000 円

【適合証がない場合で、モデル建物法による場合】

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,462 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 100,483 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 102,033 円

⇒ 手数料 102,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡以上1,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,848 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 127,013 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,050 円

③ 合計（①+②） = 129,063 円

⇒ 手数料 129,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,437 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 167,495 \text{ 円}$$

② 物件費 = 3,550 円

③ 合計（①+②） = 171,045 円

⇒ 手数料 171,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,928 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 269,971 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050 円

③ 合計（①+②） = 276,021 円

⇒ 手数料 276,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$5,093 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 350,042 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050円

③ 合計（①+②） = 361,092円

⇒ 手数料 361,000円

【適合証がない場合で、標準入力法による場合】

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,848 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 264,473 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 266,023円

⇒ 手数料 266,000円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡以上1,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,830 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 331,966 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,050円

③ 合計（①+②） = 334,016円

⇒ 手数料 334,000円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$6,220 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 427,501 \text{ 円}$$

② 物件費 = 3,550円

③ 合計（①+②） = 431,051円

⇒ 手数料 431,000円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$8,861 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 609,017 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050 円

③ 合計（①+②） = 615,067 円

⇒ 手数料 615,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$10,869 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 747,026 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050 円

③ 合計（①+②） = 758,076 円

⇒ 手数料 758,000 円

○低炭素建築物新築等計画変更の認定の申請に対する審査（別表2の部2の項）

【適合証がある場合で、誘導仕様基準によらない場合】

・一戸建て住宅

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$45 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 3,092 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,050 円

③ 合計（①+②） = 4,142 円

⇒ 手数料 4,100 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$95 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 6,529 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 8,079 円

⇒ 手数料 8,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$210 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 14,433 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,300円

③ 合計（①+②） = 16,733円

⇒ 手数料 16,700円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$451 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 30,997 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050円

③ 合計（①+②） = 37,047円

⇒ 手数料 37,000円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$808 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 55,533 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050円

③ 合計（①+②） = 66,583円

⇒ 手数料 66,500円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$95 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 6,529 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 8,079円

⇒ 手数料 8,000円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡以上1,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$172 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 11,821 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,050円

③ 合計（①+②） = 13,871円

⇒ 手数料 13,800円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$272 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 18,694 \text{ 円}$$

② 物件費 = 3,550円

③ 合計（①+②） = 22,244円

⇒ 手数料 22,200円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$875 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 60,138 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050円

③ 合計（①+②） = 66,188円

⇒ 手数料 66,100円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,353 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 92,991 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050円

③ 合計（①+②） = 104,041円

⇒ 手数料 104,000円

【適合証がない場合で、誘導仕様基準による場合】

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$193\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 13,264\text{円}$$

② 物件費 = 1,050円

③ 合計（①+②） = 14,314円

⇒ 手数料 14,300円

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$205\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 14,089\text{円}$$

② 物件費 = 1,100円

③ 合計（①+②） = 15,189円

⇒ 手数料 15,100円

【適合証がない場合で、仕様・計算併用法による場合】

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$292\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 20,069\text{円}$$

② 物件費 = 1,050円

③ 合計（①+②） = 21,119円

⇒ 手数料 21,100円

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$324\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 22,268\text{円}$$

② 物件費 = 1,100円

③ 合計（①+②） = 23,368円

⇒ 手数料 23,300円

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$397 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 27,285 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,050 円

③ 合計（①+②） = 28,335 円

⇒ 手数料 28,300 円

・一戸建て住宅で当該部分の床面積が200㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$443 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 30,447 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,100 円

③ 合計（①+②） = 31,547 円

⇒ 手数料 31,500 円

【適合証がない場合で、誘導仕様基準による場合】

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$368 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 25,292 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 26,842 円

⇒ 手数料 26,800 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$644 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 44,262 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,300 円

③ 合計（①+②） = 46,562 円

⇒ 手数料 46,500 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,146 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 78,764 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050 円

③ 合計（①+②） = 84,814 円

⇒ 手数料 84,800 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,688 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 116,016 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050 円

③ 合計（①+②） = 127,066 円

⇒ 手数料 127,000 円

【適合証がない場合で、仕様・計算併用法による場合】

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$589 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 40,481 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 42,031 円

⇒ 手数料 42,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$993 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 68,248 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,300 円

③ 合計（①+②） = 70,548 円

⇒ 手数料 70,500 円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,688 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 116,016 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050円

③ 合計（①+②） = 122,066円

⇒ 手数料 122,000円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,445 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 168,044 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050円

③ 合計（①+②） = 179,094円

⇒ 手数料 179,000円

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$804 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 55,258 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 56,808円

⇒ 手数料 56,800円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,343 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 92,304 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,300円

③ 合計（①+②） = 94,604円

⇒ 手数料 94,600円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,255 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 154,986 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050円

③ 合計（①+②） = 161,036円

⇒ 手数料 161,000円

・一戸建て住宅以外の建築物で住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,201 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 220,004 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050円

③ 合計（①+②） = 231,054円

⇒ 手数料 231,000円

【適合証がない場合で、モデル建物法による場合】

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,020 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 70,104 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 71,654円

⇒ 手数料 71,600円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡以上1,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,296 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 89,074 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,050円

③ 合計（①+②） = 91,124円

⇒ 手数料 91,100円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,680 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 115,466 \text{ 円}$$

② 物件費 = 3,550円

③ 合計（①+②） = 119,016円

⇒ 手数料 119,000円

・一戸建て住宅外の建築物で非住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,721 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 187,014 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050円

③ 合計（①+②） = 193,064円

⇒ 手数料 193,000円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,521 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 241,998 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050円

③ 合計（①+②） = 253,048円

⇒ 手数料 253,000円

【適合証がない場合で、標準入力法による場合】

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,685 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 184,540 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 186,090円

⇒ 手数料 186,000円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が300㎡以上1,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,375 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 231,963 \text{ 円}$$

② 物件費 = 2,050 円

③ 合計（①+②） = 234,013 円

⇒ 手数料 234,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,329 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 297,532 \text{ 円}$$

② 物件費 = 3,550 円

③ 合計（①+②） = 301,082 円

⇒ 手数料 301,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$6,169 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 423,995 \text{ 円}$$

② 物件費 = 6,050 円

③ 合計（①+②） = 430,045 円

⇒ 手数料 430,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物で非住宅部分の床面積が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$7,566 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 520,011 \text{ 円}$$

② 物件費 = 11,050 円

③ 合計（①+②） = 531,061 円

⇒ 手数料 531,000 円

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料

○建築基準法第6条第4項及び同法第18条第3項に基づく審査の中で行う仕様基準の審査（別表3の部1の項）

・一戸建て住宅で床面積の合計が30㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$37\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 2,543\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 50\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 2,593\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{2,500\text{円}}$$

・一戸建て住宅で床面積の合計が30㎡超え100㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$69\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 4,742\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 50\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 4,792\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{4,700\text{円}}$$

・一戸建て住宅で床面積の合計が100㎡超え200㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$113\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 7,766\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 50\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 7,816\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{7,800\text{円}}$$

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡超えのもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$137\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 9,416\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 50\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 9,466\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{9,400\text{円}}$$

・一戸建て住宅以外の住宅で床面積の合計が30㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$62\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 4,261\text{円}$$

②物件費 = 100円

③合計（①+②） = 4,361円

⇒ 手数料 4,300円

・一戸建て住宅以外の住宅で床面積の合計が30㎡超え100㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$119\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 8,178\text{円}$$

②物件費 = 100円

③合計（①+②） = 8,278円

⇒ 手数料 8,200円

・一戸建て住宅以外の住宅で床面積の合計が100㎡超え200㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$193\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 13,264\text{円}$$

②物件費 = 100円

③合計（①+②） = 13,364円

⇒ 手数料 13,300円

・一戸建て住宅以外の住宅で床面積の合計が200㎡超え500㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$230\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 15,807\text{円}$$

②物件費 = 100円

③合計（①+②） = 15,907円

⇒ 手数料 15,900円

・一戸建て住宅以外の住宅で床面積の合計が500㎡超え1,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$324\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 22,268\text{円}$$

②物件費 = 100円

③合計（①+②） = 22,368円

⇒ 手数料 22,300円

・一戸建て住宅以外の住宅で床面積の合計が1,000㎡超え2,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$448 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 30,791 \text{ 円}$$

②物件費 = 550円

③合計（①+②） = 31,341円

⇒ 手数料 31,300円

・一戸建て住宅以外の住宅で床面積の合計が2,000㎡超え5,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$711 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 48,867 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,300円

③合計（①+②） = 50,167円

⇒ 手数料 50,100円

・一戸建て住宅以外の住宅で床面積の合計が5,000㎡超えのもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$966 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 66,393 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,550円

③合計（①+②） = 68,943円

⇒ 手数料 68,900円

○建築物エネルギー消費性能適合判定の申請に対する審査（別表3の部2の項）

【適合証がある場合】

・一戸建て住宅のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$70 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 4,811 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 5,861円

⇒ 手数料 5,800円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$149 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 10,240 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 11,340円

⇒ 手数料 11,300円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$324 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 22,268 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 23,818円

⇒ 手数料 23,800円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$740 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 50,860 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 52,860円

⇒ 手数料 52,800円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,345 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 92,441 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 94,741円

⇒ 手数料 94,700円

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$149\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 10,240\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 11,340\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{11,300\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$262\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 18,007\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 19,557\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{19,500\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$438\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 30,103\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 31,653\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{31,600\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,344\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 92,373\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 94,373\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{94,300\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,135\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 146,738\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 149,038\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{149,000\text{円}}$$

【適合証がない場合で、仕様基準又は誘導基準による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$286 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 19,656 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 20,706 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{20,700 \text{ 円}}$$

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$309 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 21,237 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 22,287 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{22,200 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、仕様基準・計算併用法による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$424 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 29,141 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 30,191 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{30,100 \text{ 円}}$$

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$468 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 32,165 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 33,215 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{33,200 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$570 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 39,176 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 40,226 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{40,200 \text{ 円}}$$

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$639 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 43,918 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 44,968 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{44,900 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、仕様基準又は誘導基準による場合】

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$548 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 37,664 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 38,764 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{38,700 \text{ 円}}$$

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$952 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 65,430 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 66,980 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{66,900 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,713 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 117,734 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 120,034円

⇒ 手数料 120,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,612 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 179,522 \text{ 円}$$

②物件費 = 3,550円

③合計（①+②） = 183,072円

⇒ 手数料 183,000円

【適合証がない場合で、仕様・計算併用法による場合】

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$855 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 58,764 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 59,864円

⇒ 手数料 59,800円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,433 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 98,490 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 100,040円

⇒ 手数料 100,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,518 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 173,062 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 175,062円

⇒ 手数料 175,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,696 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 254,026 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 256,026円

⇒ 手数料 256,000円

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,163 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 79,932 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 81,032円

⇒ 手数料 81,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,942 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 133,473 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 135,023円

⇒ 手数料 135,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,303 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 227,015 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 229,015円

⇒ 手数料 229,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,758 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 327,017 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 329,017円

⇒ 手数料 329,000円

【適合証がない場合】

- ・非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$149 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 10,240 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 11,340円

⇒ 手数料 11,300円

- ・非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$262 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 18,007 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 19,557円

⇒ 手数料 19,500円

- ・非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$438\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 30,103\text{円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 31,653円

⇒ 手数料 31,600円

- ・非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,344\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 92,373\text{円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 94,373円

⇒ 手数料 94,300円

- ・非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,135\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 146,738\text{円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 149,038円

⇒ 手数料 149,000円

【適合証がない場合で、モデル建物法による場合】

- ・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,469\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 100,964\text{円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 102,064円

⇒ 手数料 102,000円

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,855\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 127,494\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 129,044\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{129,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,459\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 169,007\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 171,007\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{171,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,987\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 274,026\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 276,026\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{276,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$5,224\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 359,045\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 361,045\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{361,000\text{円}}$$

【適合証がない場合で、標準入力法による場合】

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,855\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 264,954\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 266,054\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{266,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,838 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 332,515 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 334,065 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{334,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$6,242 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 429,012 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 431,012 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{431,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$8,919 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 613,002 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 615,002 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{615,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$11,000 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 756,030 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 758,030 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{758,000 \text{ 円}}$$

○建築物エネルギー消費性能確保計画の変更申請に対する審査（別表3の部3の項）

【適合証がある場合】

・一戸建て住宅のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$45 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 3,092 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050 円

③合計（①+②） = 4,142 円

⇒ 手数料 4,100 円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$101 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 6,941 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100 円

③合計（①+②） = 8,041 円

⇒ 手数料 8,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$221 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 15,189 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550 円

③合計（①+②） = 16,739 円

⇒ 手数料 16,700 円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$510 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 35,052 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000 円

③合計（①+②） = 37,052 円

⇒ 手数料 37,000 円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上

10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$935 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 64,262 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 66,562円

⇒ 手数料 66,500円

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$101 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 6,941 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 8,041円

⇒ 手数料 8,000円

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$179 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 12,302 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 13,852円

⇒ 手数料 13,800円

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$301 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 20,687 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 22,237円

⇒ 手数料 22,200円

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$933 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 64,125 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 66,125円

⇒ 手数料 66,100円

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,480\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 101,720\text{円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 104,020円

⇒ 手数料 104,000円

【適合証がない場合で、仕様基準又は誘導基準による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$193\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 13,264\text{円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 14,314円

⇒ 手数料 14,300円

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$205\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 14,089\text{円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 15,139円

⇒ 手数料 15,100円

【適合証がない場合で、仕様基準・計算併用法による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$293\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 20,137\text{円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 21,187円

⇒ 手数料 21,100円

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$325 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 22,337 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 23,387円

⇒ 手数料 23,300円

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$397 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 27,285 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 28,335円

⇒ 手数料 28,300円

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$444 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 30,516 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 31,566円

⇒ 手数料 31,500円

【適合証がない場合で、仕様基準又は誘導基準による場合】

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$374 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 25,705 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 26,805円

⇒ 手数料 26,800円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$655 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 45,018 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 46,568円

⇒ 手数料 46,500円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,201 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 82,544 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 84,844円

⇒ 手数料 84,800円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,797 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 123,507 \text{ 円}$$

②物件費 = 3,550円

③合計（①+②） = 127,057円

⇒ 手数料 127,000円

【適合証がない場合で、仕様・計算併用法による場合】

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$596 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 40,963 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 42,063円

⇒ 手数料 42,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,004 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 69,004 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 70,554円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{70,500 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,747 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 120,071 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 122,071円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{122,000 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,576 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 177,048 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 179,048円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{179,000 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$811 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 55,740 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 56,840円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{56,800 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,355 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 93,129 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 94,679 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{94,600 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,314 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 159,041 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 161,041 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{161,000 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,332 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 229,008 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 231,008 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{231,000 \text{ 円}}$$

- ・非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$101 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 6,941 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 8,041 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{8,000 \text{ 円}}$$

- ・ 非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$179\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 12,302\text{円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 13,852円

⇒ 手数料 13,800円

- ・ 非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$301\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 20,687\text{円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 22,237円

⇒ 手数料 22,200円

- ・ 非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$933\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 64,125\text{円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 66,125円

⇒ 手数料 66,100円

- ・ 非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,480\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 101,720\text{円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 104,020円

⇒ 手数料 104,000円

【適合証がない場合で、モデル建物法による場合】

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,026 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 70,516 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 71,616 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{71,600 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,303 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 89,555 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 91,105 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{91,100 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,703 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 117,047 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 119,047 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{119,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,779 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 191,000 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 193,000 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{193,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,652 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 251,001 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 253,001 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{253,000 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、標準入力法による場合】

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,691 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 184,952 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 186,052 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{186,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,383 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 232,513 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 234,063 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{234,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,351 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 299,044 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 301,044 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{301,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$6,228 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 428,050 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 430,050 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{430,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$7,697 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 529,014 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 531,014 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{531,000 \text{ 円}}$$

○建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請に対する審査（別表3の部4の項）

【適合証がある場合】

・一戸建て住宅のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$70\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 4,811\text{円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 5,861円

⇒ 手数料 5,800円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$149\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 10,240\text{円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 11,340円

⇒ 手数料 11,300円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$324\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 22,268\text{円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 23,818円

⇒ 手数料 23,800円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$740\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 50,860\text{円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 52,860円

⇒ 手数料 52,800円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上

10,000㎡未満のもの

- ①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,345 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 92,441 \text{ 円}$$

- ②物件費 = 2,300円

- ③合計（①+②） = 94,741円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{94,700 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

- ①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,698 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 116,703 \text{ 円}$$

- ②物件費 = 2,300円

- ③合計（①+②） = 119,003円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{119,000 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

- ①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,102 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 144,470 \text{ 円}$$

- ②物件費 = 3,550円

- ③合計（①+②） = 148,020円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{148,000 \text{ 円}}$$

- ・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

- ①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$149 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 10,240 \text{ 円}$$

- ②物件費 = 1,100円

- ③合計（①+②） = 11,340円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{11,300 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$262\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 18,007\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 19,557\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{19,500\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$438\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 30,103\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 31,653\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{31,600\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,344\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 92,373\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 94,373\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{94,300\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,135\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 146,738\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 149,038\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{149,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,702\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 185,708\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 188,008\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{188,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,368 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 231,482 \text{ 円}$$

②物件費 = 3,550円

③合計（①+②） = 235,032円

⇒ 手数料 235,000円

【適合証がない場合で、誘導仕様基準による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$286 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 19,656 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 20,706円

⇒ 手数料 20,700円

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$309 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 21,237 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 22,287円

⇒ 手数料 22,200円

【適合証がない場合で、仕様基準・計算併用法による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$424 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 29,141 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 30,191円

⇒ 手数料 30,100円

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$468 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 32,165 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 33,215円

⇒ 手数料 33,200円

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$570 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 39,176 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 40,226円

⇒ 手数料 40,200円

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$639 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 43,918 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 44,968円

⇒ 手数料 44,900円

【適合証がない場合で、誘導仕様基準による場合】

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$548 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 37,664 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 38,764円

⇒ 手数料 38,700円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$952 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 65,430 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 66,980円

⇒ 手数料 66,900円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,713 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 117,734 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 120,034円

⇒ 手数料 120,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,612 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 179,522 \text{ 円}$$

②物件費 = 3,550円

③合計（①+②） = 183,072円

⇒ 手数料 183,000円

【適合証がない場合で、仕様・計算併用法による場合】

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$855 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 58,764 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 59,864円

⇒ 手数料 59,800円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,433\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 98,490\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 100,040\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{100,000\text{円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,518\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 173,062\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 175,062\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{175,000\text{円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,696\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 254,026\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 256,026\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{256,000\text{円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,390\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 301,724\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 304,024\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{304,000\text{円}}$$

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$5,099 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 350,454 \text{ 円}$$

②物件費 = 3,550円

③合計（①+②） = 354,004円

⇒ 手数料 354,000円

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,163 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 79,932 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 81,032円

⇒ 手数料 81,000円

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,942 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 133,473 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 135,023円

⇒ 手数料 135,000円

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,303 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 227,015 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 229,015円

⇒ 手数料 229,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,758 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 327,017 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 329,017円

⇒ 手数料 329,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$5,641 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 387,705 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 390,005円

⇒ 手数料 390,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$6,482 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 445,507 \text{ 円}$$

②物件費 = 3,550円

③合計（①+②） = 449,057円

⇒ 手数料 449,000円

【適合証がない場合で、モデル建物法による場合】

- ・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,469 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 100,964 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 102,064円

⇒ 手数料 102,000円

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,855\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 127,494\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 129,044\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{129,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,459\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 169,007\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 171,007\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{171,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,987\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 274,026\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 276,026\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{276,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$5,224\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 359,045\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 361,045\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{361,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$6,282\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 431,761\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 434,061\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{434,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$7,355\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 505,509\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 3,550\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 509,059\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{509,000\text{円}}$$

【適合証がない場合で、標準入力法による場合】

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,855\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 264,954\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 266,054\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{266,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,838\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 332,515\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 334,065\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{334,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$6,242\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 429,012\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 431,012\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{431,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$8,919\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 613,002\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 615,002\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{615,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$11,000 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 756,030 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 758,030円

⇒ 手数料 758,000円

・非住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$13,004 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 893,764 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 896,064円

⇒ 手数料 896,000円

・非住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$14,790 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 1,016,516 \text{ 円}$$

②物件費 = 3,550円

③合計（①+②） = 1,020,066円

⇒ 手数料 1,020,000円

○建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請に対する審査（別表3の部5の項）

【適合証がある場合】

・一戸建て住宅のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$45 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 3,092 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 4,142円

⇒ 手数料 4,100円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$101 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 6,941 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 8,041円

⇒ 手数料 8,000円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$221 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 15,189 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 16,739円

⇒ 手数料 16,700円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$510 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 35,052 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 37,052円

⇒ 手数料 37,000円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$935 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 64,262 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 66,562円

⇒ 手数料 66,500円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上
25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,182 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 81,238 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300 円

③合計（①+②） = 83,538 円

⇒ 手数料 83,500 円

- ・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,447 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 99,452 \text{ 円}$$

②物件費 = 3,550 円

③合計（①+②） = 103,002 円

⇒ 手数料 103,000 円

- ・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$101 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 6,941 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100 円

③合計（①+②） = 8,041 円

⇒ 手数料 8,000 円

- ・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$179 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 12,302 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550 円

③合計（①+②） = 13,852 円

⇒ 手数料 13,800 円

- ・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$301 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 20,687 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550 円

③合計（①+②） = 22,237 円

⇒ 手数料 22,200 円

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$933 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 64,125 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 66,125 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{66,100 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,480 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 101,720 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 104,020 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{104,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,888 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 129,762 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 132,062 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{132,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,350 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 161,515 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 3,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 165,065 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{165,000 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、誘導仕様基準による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$193 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 13,264 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 14,314 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{14,300 \text{ 円}}$$

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$205 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 14,089 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 15,139 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{15,100 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、仕様基準・計算併用法による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$293 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 20,137 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 21,187 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{21,100 \text{ 円}}$$

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$325 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 22,337 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 23,387 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{23,300 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$397 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 27,285 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,050 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 28,335 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{28,300 \text{ 円}}$$

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$444 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 30,516 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 31,566円

⇒ 手数料 31,500円

【適合証がない場合で、仕様基準又は誘導基準による場合】

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$374 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 25,705 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 26,805円

⇒ 手数料 26,800円

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$655 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 45,018 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 46,568円

⇒ 手数料 46,500円

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,201 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 82,544 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 84,844円

⇒ 手数料 84,800円

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5, 000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,797 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 123,507 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 3,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 127,057 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{127,000 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、仕様・計算併用法による場合】

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$596 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 40,963 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 42,063 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{42,000 \text{ 円}}$$

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,004 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 69,004 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 70,554 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{70,500 \text{ 円}}$$

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,747 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 120,071 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 122,071 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{122,000 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,576 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 177,048 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 179,048円

⇒ 手数料 179,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,066 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 210,726 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 213,026円

⇒ 手数料 213,000円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,557 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 244,472 \text{ 円}$$

②物件費 = 3,550円

③合計（①+②） = 248,022円

⇒ 手数料 248,000円

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$811 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 55,740 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 56,840円

⇒ 手数料 56,800円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,355\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 93,129\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 94,679\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{94,600\text{円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,314\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 159,041\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 161,041\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{161,000\text{円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,332\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 229,008\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 231,008\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{231,000\text{円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,939\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 270,727\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300\text{円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 273,027\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{273,000\text{円}}$$

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,517\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 310,453\text{円}$$

②物件費 = 3,550円

③合計（①+②） = 314,003円

⇒ 手数料 314,000円

【適合証がない場合で、モデル建物法による場合】

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,026\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 70,516\text{円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 71,616円

⇒ 手数料 71,600円

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,303\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 89,555\text{円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 91,105円

⇒ 手数料 91,100円

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,703\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 117,047\text{円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 119,047円

⇒ 手数料 119,000円

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,779\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 191,000\text{円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 193,000円

⇒ 手数料 193,000円

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,652\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 251,001\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 253,001\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{253,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,390\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 301,724\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 304,024\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{304,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$5,143\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 353,478\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 3,550\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 357,028\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{357,000\text{円}}$$

【適合証がない場合で、標準入力法による場合】

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,691\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 184,952\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 186,052\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{186,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,383\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 232,513\text{円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550\text{円}$$

$$\text{③合計（①+②）} = 234,063\text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{234,000\text{円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,351 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 299,044 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 301,044 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{301,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$6,228 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 428,050 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 430,050 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{430,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$7,697 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 529,014 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 531,014 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{531,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$9,090 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 624,755 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 627,055 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{627,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が25,000㎡以上のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$10,352 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 711,492 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 3,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 715,042 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{715,000 \text{ 円}}$$

○建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

(別表3の部6の項)

【適合証がある場合】

・一戸建て住宅のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$45 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 3,092 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 4,142円

⇒ 手数料 4,100円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$101 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 6,941 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 8,041円

⇒ 手数料 8,000円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$221 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 15,189 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 16,739円

⇒ 手数料 16,700円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$510 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 35,052 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 37,052円

⇒ 手数料 37,000円

・一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上

10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$935 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 64,262 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 66,562円

⇒ 手数料 66,500円

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$101 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 6,941 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 8,041円

⇒ 手数料 8,000円

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$179 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 12,302 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 13,852円

⇒ 手数料 13,800円

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$301 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 20,687 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 22,237円

⇒ 手数料 22,200円

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$933 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 64,125 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 66,125円

⇒ 手数料 66,100円

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,480\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 101,720\text{円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 104,020円

⇒ 手数料 104,000円

【適合証がない場合で、仕様基準又は誘導基準による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$193\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 13,264\text{円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 14,314円

⇒ 手数料 14,300円

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$205\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 14,089\text{円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 15,139円

⇒ 手数料 15,100円

【適合証がない場合で、仕様基準・計算併用法による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$293\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 20,137\text{円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 21,187円

⇒ 手数料 21,100円

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$325 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 22,337 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 23,387円

⇒ 手数料 23,300円

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$397 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 27,285 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 28,335円

⇒ 手数料 28,300円

・一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$444 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 30,516 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,050円

③合計（①+②） = 31,566円

⇒ 手数料 31,500円

【適合証がない場合で、仕様基準又は誘導基準による場合】

・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$374 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 25,705 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 26,805円

⇒ 手数料 26,800円

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$655 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 45,018 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 46,568 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{46,500 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,201 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 82,544 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,300 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 84,844 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{84,800 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,797 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 123,507 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 3,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 127,057 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{127,000 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、仕様・計算併用法による場合】

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$596 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 40,963 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 42,063 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{42,000 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,004 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 69,004 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 70,554円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{70,500 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,747 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 120,071 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 122,071円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{122,000 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,576 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 177,048 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 179,048円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{179,000 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、標準計算法による場合】

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$811 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 55,740 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 56,840円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{56,800 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,355 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 93,129 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 94,679円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{94,600 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,314 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 159,041 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 161,041円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{161,000 \text{ 円}}$$

- ・一戸建て住宅以外の住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,332 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 229,008 \text{ 円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 231,008円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{231,000 \text{ 円}}$$

- ・非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$101 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 6,941 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,100円

③合計（①+②） = 8,041円

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{8,000 \text{ 円}}$$

- ・ 非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$179\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 12,302\text{円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 13,852円

⇒ 手数料 13,800円

- ・ 非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$301\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 20,687\text{円}$$

②物件費 = 1,550円

③合計（①+②） = 22,237円

⇒ 手数料 22,200円

- ・ 非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$933\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 64,125\text{円}$$

②物件費 = 2,000円

③合計（①+②） = 66,125円

⇒ 手数料 66,100円

- ・ 非住宅部分の用途が工場等の場合で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,480\text{分} \times 68.73\text{円/分} = 101,720\text{円}$$

②物件費 = 2,300円

③合計（①+②） = 104,020円

⇒ 手数料 104,000円

【適合証がない場合で、モデル建物法による場合】

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,026 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 70,516 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 71,616 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{71,600 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,303 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 89,555 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 91,105 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{91,100 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,703 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 117,047 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 119,047 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{119,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,779 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 191,000 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 193,000 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{193,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,652 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 251,001 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 253,001 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{253,000 \text{ 円}}$$

【適合証がない場合で、標準入力法による場合】

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,691 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 184,952 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,100 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 186,052 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{186,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$3,383 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 232,513 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 1,550 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 234,063 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{234,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,351 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 299,044 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 301,044 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{301,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$6,228 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 428,050 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 430,050 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{430,000 \text{ 円}}$$

・非住宅部分で床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡以下のもの

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$7,697 \text{ 分} \times 68.73 \text{ 円/分} = 529,014 \text{ 円}$$

$$\text{②物件費} = 2,000 \text{ 円}$$

$$\text{③合計 (①+②)} = 531,014 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料} \quad \boxed{531,000 \text{ 円}}$$

港区街づくり推進事務手数料条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
(前略) 別表(第二条関係) 一 手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく事務に係る手数料を除く。)				(前略) 別表(第二条関係) 一 手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく事務に係る手数料を除く。)			
七 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六條第四項(同法第八十七條第一	建築物の建築に關する確認申請手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に應じ、確認申請一件につき、次に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第六條の三第一項ただし書の規定に基づき、同項ただし書に規定する国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事(以下	(略)	七 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六條第四項(同法第八十七條第一	建築物の建築に關する確認申請手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に應じ、確認申請一件につき、次に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第六條の三第一項ただし書の規定に基づき、同項ただし書に規定する国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事(以下	(略)
事務	名 称	額	徴収時期	事務	名 称	額	徴収時期
一、六の二(略)	(略)	(略)	(略)	一、二五(略)	(略)	(略)	(略)

項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（当該建築物を建築する場合（八の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査

「国土交通省令で定める者である建築主事」という。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査又は建築物の計画（建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これらを「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合には、当該部

項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（当該建築物を建築する場合（八の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査

「国土交通省令で定める者である建築主事」という。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、十の二の項に掲げる額の手数料を、同法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、十一の項又は十二の項に掲げる額の手数料を加えた額）

十五 建築 基準法第	八〇十四 (略)	
建築物の 建築に関	(略)	
当該建築に係る部分の床面 積の合計に応じ、完了検査	(略)	分ごとに、十の二の項に掲げる額の手数料を、同法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、十一の項又は十二の項に掲げる額の手数料を加えた額) 1 三十平方メートル以下のもの 六千九百円 2 三十平方メートルを超え、百平方メートル以下のもの 一万三千円 3 百平方メートルを超え、二百平方メートル以下のもの 二万千円 4 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの 二万五千円 5〃9 (略)
(略)	(略)	

十五 建築 基準法第	八〇十四 (略)	
建築物の 建築に関	(略)	
当該建築に係る部分の床面 積の合計に応じ、完了検査	(略)	1 三十平方メートル以下のもの 五千六百円 2 三十平方メートルを超え、百平方メートル以下のもの 九千四百円 3 百平方メートルを超え、二百平方メートル以下のもの 一万四千円 4 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの 一万九千円 5〃9 (略)
(略)	(略)	

十六、十八 (略)	七条第四項の規定に基づく建築物に関する完了検査（当該建築物を建築した場合（十九の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	する完了検査申請手数料	申請一件につき、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、十七の項又は二十一の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1 三十平方メートル以下のもの 一万五千元 2 三十平方メートルを超え、百平方メートル以下のもの 一万七千元 3 百平方メートルを超え、二百平方メートル以下のもの 二万五千元 4 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの 三万千元 5 9 (略)	(略)
十六、十八 (略)	七条第四項の規定に基づく建築物に関する完了検査（当該建築物を建築した場合（十九の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	する完了検査申請手数料	申請一件につき、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、十七の項又は二十一の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1 三十平方メートル以下のもの 一万千元 2 三十平方メートルを超え、百平方メートル以下のもの 一万二千元 3 百平方メートルを超え、二百平方メートル以下のもの 一万六千元 4 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの 二万三千元 5 9 (略)	(略)

十九 建築 基準法第 七条第四 項の規定 に基づく 建築物に 関する完 了検査（ 当該建築 物を建築 した場合 （同一敷 地内にお いて移転 した場合 を除く。） に係るも のに限る。） の申請（ 当該申請 が同法第 七条の三 第一項の 特定工程	中間検査 を受けた 建築物の 建築に関 する完了 検査申請 手数料	当該建築に係る部分の床面 積の合計に応じ、完了検査 申請一件につき、次に掲げ る額（申請に建築基準法第 八十七条の四に規定する昇 降機に係る部分が含まれる 場合においては、当該昇降 機一基について、十七の項 又は二十一の項に掲げる額 の手数料を加えた額） 1 三十平方メートル以下 のもの 一万二千円 2 三十平方メートルを超 え、百平方メートル以下 のもの 一万六千円 3 百平方メートルを超 え、二百平方メートル以 下のもの 二万三千円 4 二百平方メートルを超 え、五百平方メートル以 下のもの 二万九千円 5 〃 9 （略）	（略）
--	---	---	-----

十九 建築 基準法第 七条第四 項の規定 に基づく 建築物に 関する完 了検査（ 当該建築 物を建築 した場合 （同一敷 地内にお いて移転 した場合 を除く。） に係るも のに限る。） の申請（ 当該申請 が同法第 七条の三 第一項の 特定工程	中間検査 を受けた 建築物の 建築に関 する完了 検査申請 手数料	当該建築に係る部分の床面 積の合計に応じ、完了検査 申請一件につき、次に掲げ る額（申請に建築基準法第 八十七条の四に規定する昇 降機に係る部分が含まれる 場合においては、当該昇降 機一基について、十七の項 又は二十一の項に掲げる額 の手数料を加えた額） 1 三十平方メートル以下 のもの 九千九百円 2 三十平方メートルを超 え、百平方メートル以下 のもの 一万千円 3 百平方メートルを超 え、二百平方メートル以 下のもの 一万五千円 4 二百平方メートルを超 え、五百平方メートル以 下のもの 二万千円 5 〃 9 （略）	（略）
--	---	---	-----

に係る建築物についてされるものである場合に限る。	二十の項及び二十一の項において同じ。）に 対する審査	二十〇二十 五（略）	二十五の二 建築基準 法第十 八条第三 項（同法 第八十七 条第一項 において 準用する
		（略）	建築物の建築に関する計画 通知手数料
		（略）	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、計画通知一件につき、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第十八条第五項ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれ
		（略）	（略）

に係る建築物についてされるものである場合に限る。	二十の項及び二十一の項において同じ。）に 対する審査	二十〇二十 五（略）	二十五の二 建築基準 法第十 八条第三 項（同法 第八十七 条第一項 において 準用する
		（略）	建築物の建築に関する計画 通知手数料
		（略）	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、計画通知一件につき、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第十八条第五項ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれ
		（略）	（略）

二十五の三	場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画（当該建築物を建築する場合（二十五の三の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査		る場合においては、当該部分ごとに、二十五の六の項に掲げる額の手数料を、同法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1 三十平方メートル以下のもの <u>六千九百円</u> 2 三十平方メートルを超え、百平方メートル以下のもの <u>一万三千円</u> 3 百平方メートルを超え、二百平方メートル以下のもの <u>二万千円</u> 4 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの <u>二万五千円</u> 5 9（略）	
	(略)			
	(略)			
	(略)			
二十五の三	場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画（当該建築物を建築する場合（二十五の三の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査		る場合においては、当該部分ごとに、二十五の六の項に掲げる額の手数料を、同法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1 三十平方メートル以下のもの <u>五千六百円</u> 2 三十平方メートルを超え、百平方メートル以下のもの <u>九千四百円</u> 3 百平方メートルを超え、二百平方メートル以下のもの <u>一万四千円</u> 4 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの <u>一万九千円</u> 5 9（略）	
	(略)			
	(略)			
	(略)			

二十五の十 (略) 二十五の十 一 建築基 準法第十 八条第二 十一項の 規定に基 づく建築 物に關す る工事完 了(当該 建築物を 建築した 場合(二 十五の十 五の項に 掲げる場 合及び同 一敷地内 において 移転した 場合を除 く。)に	建築物の 建築に關 する工事 完了通知 手数料	当該建築に係る部分の床面 積の合計に応じ、工事完了 通知一件につき、次に掲げ る額(通知に建築基準法第 八十七条の四に規定する昇 降機に係る部分が含まれる 場合においては、当該昇降 機一基について、二十五の 十三の項又は二十五の十七 の項に掲げる額の手数料を 加えた額) 1 三十平方メートル以下 のもの 一万五千円 2 三十平方メートルを超 え、百平方メートル以下 のもの 一万七千円 3 百平方メートルを超え、 二百平方メートル以下の もの 二万五千円 4 二百平方メートルを超 え、五百平方メートル以 下のもの 三万千円	(略)
---	--	--	------------

二十五の十 (略) 二十五の十 一 建築基 準法第十 八条第二 十一項の 規定に基 づく建築 物に關す る工事完 了(当該 建築物を 建築した 場合(二 十五の十 五の項に 掲げる場 合及び同 一敷地内 において 移転した 場合を除 く。)に	建築物の 建築に關 する工事 完了通知 手数料	当該建築に係る部分の床面 積の合計に応じ、工事完了 通知一件につき、次に掲げ る額(通知に建築基準法第 八十七条の四に規定する昇 降機に係る部分が含まれる 場合においては、当該昇降 機一基について、二十五の 十三の項又は二十五の十七 の項に掲げる額の手数料を 加えた額) 1 三十平方メートル以下 のもの 一万千円 2 三十平方メートルを超 え、百平方メートル以下 のもの 一万二千円 3 百平方メートルを超え、 二百平方メートル以下の もの 一万六千円 4 二百平方メートルを超 え、五百平方メートル以 下のもの 二万三千円	(略)
---	--	--	------------

係るもの に限る。） の通知に 対する審 査	二十五の十 二、二十五 の十四（ 略）	二十五の十 五 建築基 準法第二十 八条第二十 一項の 規定に基 づく建築 物に關す る工事完 了（当該 建築物を 建築した 場合（同 敷地内 において	（略）	中間検査 を受けた 建築物の 建築に關 する工事 完了通知 手数料	当該建築に係る部分の床面 積の合計に應じ、工事完了 通知一件につき、次に掲げ る額（通知に建築基準法第 八十七条の四に規定する昇 降機に係る部分が含まれる 場合においては、当該昇降 機一基について、二十五の 十三の項又は二十五の十七 の項に掲げる額の手数料を 加えた額） 1 三十平方メートル以下 のもの 一万二千円 2 三十平方メートルを超 え、百平方メートル以下	5 、 9 （略）	（略）	（略）
------------------------------------	------------------------------	--	-----	---	---	--------------------	-----	-----

係るもの に限る。） の通知に 対する審 査	二十五の十 二、二十五 の十四（ 略）	二十五の十 五 建築基 準法第二十 八条第二十 一項の 規定に基 づく建築 物に關す る工事完 了（当該 建築物を 建築した 場合（同 敷地内 において	（略）	中間検査 を受けた 建築物の 建築に關 する工事 完了通知 手数料	当該建築に係る部分の床面 積の合計に應じ、工事完了 通知一件につき、次に掲げ る額（通知に建築基準法第 八十七条の四に規定する昇 降機に係る部分が含まれる 場合においては、当該昇降 機一基について、二十五の 十三の項又は二十五の十七 の項に掲げる額の手数料を 加えた額） 1 三十平方メートル以下 のもの 九千九百円 2 三十平方メートルを超 え、百平方メートル以下	5 、 9 （略）	（略）	（略）
------------------------------------	------------------------------	--	-----	---	---	--------------------	-----	-----

移転した
場合を除
く。）に
係るもの
に限る。）
の通知（
当該通知
が同法第
七条の三
第一項の
特定工程
に係る建
築物につ
いてされ
るもので
ある場合
に限る。
二十五の
十六の項
及び二十
五の十七
の項にお
いて同じ。）
に対する

のもの 一万六千円
3 百平方メートルを超え、
二百平方メートル以下の
もの 二万三千円
4 二百平方メートルを超
え、五百平方メートル以
下のもの 二万九千円
5 9 （略）

移転した
場合を除
く。）に
係るもの
に限る。）
の通知（
当該通知
が同法第
七条の三
第一項の
特定工程
に係る建
築物につ
いてされ
るもので
ある場合
に限る。
二十五の
十六の項
及び二十
五の十七
の項にお
いて同じ。）
に対する

のもの 一万千円
3 百平方メートルを超え、
二百平方メートル以下の
もの 一万五千円
4 二百平方メートルを超
え、五百平方メートル以
下のもの 二万千円
5 9 （略）

審査	二十五の十六 六十八 (略)	(略)	(略)	(略)
二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料 (別紙のとおり)				
三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料 (別紙のとおり)				
付 則				
この条例は、令和七年四月一日から施行する。				

審査	二十五の十六 六十八 (略)	(略)	(略)	(略)
二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料 (別紙のとおり)				
三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料 (別紙のとおり)				

二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

100

						(二) 場 合		(一) 以外の	
						1		て 一 戸 建 宅	
誘導仕様基準 (住宅部分の 外壁、窓等を 通しての熱の 損失の防止に 関する誘導基 準及び一次エ ネルギー消費 量に関する誘 導基準(令和 四年国土交通 省告示第千 六号)をいう。 以下同じ。) による場合						じ。)			
仕様・計算併 用法(住宅部 分の省令第 一条第一項 号イ(1)の 平均熱貫流 率及び冷房 平均日射熱 得率(以下 外皮性能と いう。)を誘 導仕様基準 より評価し、 住宅部分の 令第一条第						満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル	方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル	未 満 の もの
当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 下 の もの						当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル
三万三千二百円						二万二千二百円	二万七百元	十四万九千元	九万四千三百円

並項うす準同二省標 び及。るに号号令準 にび以下方イ第計 ののこを評の十算 部項のい価基第法		よて五部項のい価基合るー一よりイ第皮住す準二省とル下ー一 る同の四並項うす準を基消次評の十性宅るに号令いうギ「消次第 場合。に項のび以下方より誘準費エ価基第二能部分法より口第「費エ号 ーにお及び三のこを評仕の適係ギ、に号令外は価基第を」ネ以ギの
以下 の も の 以 上 一 万 平 方 メ ー ト ル	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル	
四 万 四 千 九 百 円	四 万 二 百 円	

										2 の 建 築 物 以 外	
										(1) 分 宅 部 住	四 の 項 に お い て 五
合 よ る 法 に 場 に 計				合 よ る 法 に 場 に 計 併 ・				場 に よ る 様 基 準 仕			
当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル
三 十 二 万 九 千 円	二 十 二 万 九 千 円	十 三 万 五 千 円	八 万 千 円	二 十 五 万 六 千 円	十 七 万 五 千 円	十 万 円	五 万 九 千 八 百 円	十 八 万 三 千 円	十 二 万 円	六 万 六 千 九 百 円	三 万 八 千 七 百 円

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、一の項（一）若しくは（二）又は二の項（一）若しくは（二）に掲げる額とする。						
	メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの			
		四十三万円	五十三万円			

別表二の部 現 行

二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務													徴収時期 認定申請 のとき。
一 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請の審査													
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定に基づく申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、一の建築物について一の部二十五の七の項又は二													
十五の八の項に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額）													
(一) 申請に併せて区長が指定する者（以下「適性確認機関」という。） が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合													
1 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分をも有しないものに限る。以下同じ。）													四千七百円
2 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）													四千七百円
(1) 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）													九千四百円
(2) 共用部分（共用廊下、共用階段、共用その他共													一万六千円
建築物の総戸数が一戸のもの													二万六千円
建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの													
建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの													
建築物の総戸数が十一戸以上二十戸以下のもの													
建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの													
建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの													
建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの													
建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの													
建築物の総戸数が三百一戸以上のもの													
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの													
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの													
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル													

111

二 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十條第一項の規定に基づく建築物新築等計画の変更の認定に対する審査													
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 法律第五十條第二項の規定に準じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十條第二項の規定に基づく申請があつた場合において、一の建築物について一の部分の二の項に掲げる額の手数を加えた額） 合に於いては、一の建築物について一の部分の二の項に掲げる額の手数を加えた額 準適合審査をする部分が含まれる場合において、一の部分の二の項に掲げる額の手数を加えた額 を加えた額、建築基準法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同部二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数を加えた額） 料を加えた額）													
(一) 申請に併せて適合性が確認された都市の低炭素化の促進に関する法律第五十條第四号に掲げる適合とて用いられることが提出された場合													
(一) 住宅の部分													
(2) 共用部													
1 一戸建て住宅 2 共同住宅等													
建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	
三千三百円	三千三百円	六千六百円	一万九千円	三万二千元	五万八千円	九万三千円	十二万二千元	十三万四千元	六千五百円	一万千円	一万八千円	五万六千円	

変更認定申請の手数

(2) 分 共用部																			
以 内 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 二 千 平 方 メ ー ト ル	以 内 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	誘導仕 様基準 以外に よる場 合														
					建築物の総戸数が三百一 戸以上のもの	建築物の総戸数が二百一 戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一 戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸 以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一 戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六 戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸 以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以 上十戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以 上五戸以下のもの	建築物の総戸数が一戸の もの	建築物の総戸数が三百一 戸以上のもの	建築物の総戸数が二百一 戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸 以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一 戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六 戸以上五十戸以下のもの
九万六千円	七万二千円	五万七千円	三十四万二千円	二十九万千円	二十二万千円	十五万九千円	十万八千円	七万四千円	五万二千円	三万七千円	一万八千円	二十七万八千円	二十四万千円	十八万四千円	十二万八千円	八万五千円			

3 2 1 及び 建 以 外 築 物 の											
						(3) の 非 部 住 分 宅					
建 築 物 の 延 べ 面 積 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	建 築 物 の 延 べ 面 積 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	建 築 物 の 延 べ 面 積 が 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	建 築 物 の 延 べ 面 積 が 二 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	建 築 物 の 延 べ 面 積 が 五 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	建 築 物 の 延 べ 面 積 が 五 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル を 超 え 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル を 超 え 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の
十二万三千円	十五万四千円	十九万八千円	二十九万円	三十六万千円	三十九万六千円						

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料については、共同住宅等の申請手数料の額は、住戸の部分の額、共用部分の額及び非住宅の部分の額を合算した額とする。ただし、それぞれの部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

別表三の部 改正案

三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務	名称及び額	徴収時期
一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第一項ただし書又は第十二條第二項ただし書の規定を受ける場合の審査（特定建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二條第一項第一号に該当する場合に限る。）	(一) 一戸建て住宅 仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料 仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額（建築基準法第六條第四項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第十八條第三項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成二十八年国土交通省告示第二百六十六号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。）は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 当該住宅の床面積の 合計が三十平方メートル以下のもの 二千五百円 当該住宅の床面積の 合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以下のもの 四千七百円 当該住宅の床面積の 合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの 七千八百円 当該住宅の床面積の 合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以下のもの 九千四百円 当該住宅の床面積の 合計が三百平方メートル以下のもの 四千三百円 当該住宅の床面積の 合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以下のもの 八千二百円 当該住宅の床面積の 合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの 一万三千三百円 当該住宅の床面積の 合計が二百平方メートル以下のもの 一万五千九百円	確認申請又は計画通知のとき。

標準計算 場法による 合				仕様・計 算併用・ 合による 場法計					
合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の も の	合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の も の	合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の も の	合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の も の	合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の も の
三十二万九千円	二十二万九千円	十三万五千円	八万千円	二十五万六千円	十七万五千円	十万円	五万九千八百円	十八万三千円	

(3) 合の部住の以 場分宅非外(2)					(2) のうのみ汚葬卸は産供貯工用 み。処焼物場売養物す蔵場途非 の以理却処、市殖のる又、は危 場下施場と場増もは、工 合同設そ、場畜、殖の処、宅 じをの、場、倉、理、等 。い他ご、火、又、水、の				
よじお六のいうて物の物的べに量ギ次物モ る。いの項う方評をなき用のーエ法 場。て項及。法価用建標い算消ネー 合に同にび三をすい築準る出費ル建									
ト合当 ル計該 以部 上分の 一床 万平 平方 方メ メ積 の	ト合当 ル計該 以部 上分の 一床 万平 平方 方メ メ積 の	ト合当 ル計該 以部 上分の 一床 万平 平方 方メ メ積 の	ト合当 ル計該 以部 上分の 一床 万平 平方 方メ メ積 の	ト合当 ル計該 以部 上分の 一床 万平 平方 方メ メ積 の	ト合当 ル計該 以部 上分の 一床 万平 平方 方メ メ積 の	ト合当 ル計該 以部 上分の 一床 万平 平方 方メ メ積 の	ト合当 ル計該 以部 上分の 一床 万平 平方 方メ メ積 の	ト合当 ル計該 以部 上分の 一床 万平 平方 方メ メ積 の	ト合当 ル計該 以部 上分の 一床 万平 平方 方メ メ積 の
三十六万千円	二十七万六千円	十七万千円	十二万九千円	十万二千円	十四万九千円	九万四千三百円	三万千六百円	一万九千五百円	一万千三百円

(二) (一) 以外の場合									
1 て 住 宅 一 戸 建									
仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合		仕 様 基 準 又 は 誘 導 合 仕 様 基 準 に よ る 場 合		(2) 非 住 宅 部 分					
ト ル 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の ト ル 未 満 の も の	ト ル 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の ト ル 未 満 の も の	ト ル 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の ト ル 未 満 の も の	ト ル 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の ト ル 未 満 の も の	ト ル 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の ト ル 未 満 の も の
二 万 三 千 三 百 円	二 万 千 百 円	一 万 五 千 百 円	一 万 四 千 三 百 円	十 万 四 千 円	六 万 六 千 百 円	二 万 二 千 二 百 円	一 万 三 千 八 百 円	八 千 円	

四 エネルギー建築物の																
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料																
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、																
	合の部住 場分宅															
	標準入力 る法等によ る場合															
	当該部分の床面積の 合計が五千平方メー トル以上一万平方メー トル以下のも	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー トル未満のもの
	五十三万円	四十三万円	三十万円	二十万四千円	十八万六千円	二十五万三千円	十九万三千円	十一万九千円	九万千円							
認定申請 のとき。																

消費性能力の向上等に關する法律第一條第三項の規定に基く建築エネルギー消費性の向上計畫の申請の認定するに對する審査

(一) 次に掲げる額（申請に併
定に基づく申出があつた
請に係る計画に特定建築
五の六の項に掲げる額の
が含まれる場合において
額の手数料を加えた額）

物のエネルギー消費
性能の向上等に関する
法律第三十条第一
項各号に掲げる基準
に適合していること
を示す書類として区
長が定めるものが提
出された場合

		1 一戸建て住宅	2 1以外の建築物	1 非住宅部分	2 住宅部分
--	--	-------------	--------------	------------	-----------

五の七の項又は二十五の八の項に掲げる	五千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万三千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万二千八百円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十一万九千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	十四万八千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万千三百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万九千五百円	トル未満のもの
--------------------	-------	---------------------------	---------	-------------------------------------	---------	-------------------------------------	--------	---------------------------------------	--------	---------------------------	--------	------------------------------------	---------	---------

一万千三百円

1000000

九万四千七百円

1991年12月

						(二) (一)以外の場合					
						1 て住宅					
標準 計算 法による 場合		仕様・計算 併用法 による 場合		誘導仕様 基準によ る場合							
当該住宅の床面積の 合計が二百平方メー	当該住宅の床面積の 合計が二百平方メー	当該住宅の床面積の 合計が二百平方メー	当該住宅の床面積の 合計が二百平方メー	当該住宅の床面積の 合計が二百平方メー	当該住宅の床面積の 合計が二百平方メー	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの
四万四千九百円	四万二百円	三万三千二百円	三万百円	二万二千二百円	二万七百円	二十三万五千円	十八万八千円	十四万九千円	九万四千三百円	三万六千六百円	三万六千六百円

										2 の 建 1 築 以 物 外
										(1) 分 宅 部 住
										誘導仕 場準に 合よ様
										仕様・計 算併用 合よ場
合計が二 万五千平 方	当該部分 の床面積 が二万五 千平方メ ートル以 上二万五 千平方メ ートル未 満のもの	当該部分 の床面積 が一萬平 方メートル 以上二萬 平方メー トル未満 のもの	当該部分 の床面積 が五千平 方メートル 以上一萬 平方メー トル未満 のもの	当該部分 の床面積 が二萬平 方メートル 以上五千 平方メー トル未満 のもの	当該部分 の床面積 が三萬平 方メートル 以上二萬 平方メー トル未満 のもの	当該部分 の床面積 が三萬平 方メートル 以上二萬 平方メー トル未満 のもの	当該部分 の床面積 が五萬平 方メートル 以上二萬 平方メー トル未満 のもの	当該部分 の床面積 が二萬平 方メートル 以上五千 平方メー トル未満 のもの	当該部分 の床面積 が三萬平 方メートル 以上二萬 平方メー トル未満 のもの	当該部分 の床面積 が三萬平 方メートル 以上二萬 平方メー トル未満 のもの
三十五万 四千円		三十万四 千円	二十五万 六千円		十七万五 千円	十万円	五万九千 八百円	十八万三 千円	十二万円	六万六千 九百円
										三万八千 七百元

(2) 部 住 分 宅 非										
る 物 モ 場 法 デ 合 法 ル よ 建				場 法 標 合 法 準 よ 計 る 算						
合 当 計 が 二 該 千 部 平 分 方 の メ 床 ー 面 積 の	ト 合 ル 計 以 が 上 千 二 平 万 方 メ ー ー ト の	ト 合 ル 計 以 が 上 千 二 平 万 方 メ ー ー ト の	ト 合 ル 計 以 が 上 千 二 平 万 方 メ ー ー ト の	ト 合 ル 計 以 が 上 千 二 平 万 方 メ ー ー ト の	ト 合 ル 計 以 が 上 千 二 平 万 方 メ ー ー ト の	ト 合 ル 計 以 が 上 千 二 平 万 方 メ ー ー ト の	ト 合 ル 計 以 が 上 千 二 平 万 方 メ ー ー ト の	ト 合 ル 計 以 が 上 千 二 平 万 方 メ ー ー ト の	ト 合 ル 計 以 が 上 千 二 平 万 方 メ ー ー ト の	ト 合 ル 計 以 が 上 千 二 平 万 方 メ ー ー ト の
二 十 七 万 六 千 円		十 七 万 千 円	十 二 万 九 千 円	十 万 二 千 円	四 十 四 万 九 千 円	三 十 九 万 円	三 十 二 万 九 千 円	二 十 二 万 九 千 円	十 三 万 五 千 円	八 万 千 円

五 建築物のエネルギー消費性能に関する法律第三十一条の規定に基づき建築エネルギー消費性能向上計画の認定申請に審査するもの									
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 て、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じ、 項において掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第二 ついての部二十五の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含ま れる場合においては規定する該部分ごとと同部二十五の六の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 第二十七の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額) 第二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額) (一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として提出された場合									
2 1 以外の建築物 1 戸建て住宅 (1) 住宅部分									
(2) 非住宅部分									
当該部分の床面積の	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が一万平方メー トル以上二万五千平 方メートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が五千平方メー トル以上一万平方メ ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー ートル以上五千平方メ ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が三百平方メー ートル以上二千平方メ ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二百平方メー ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が三百平方メー ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの
八千円	十万三千円	八万三千五百円	六万六千五百円	三万七千円	一万六千七百円	八千円	四千百円	百二万円	百二万円
変更認定申請の手続き									

(2) 住 宅 非 住 宅 部 分									
モデル建築 方法による 場合		標準計算 による 場合							
合計が 三百万平方メートル 以上のもの	当該部分の 床面積の 合計が三百万平方メートル 以上のもの	合計が 二万五千平方メートル 以上のもの	合計が 二万五千平方メートル 以上のもの	合計が 二万五千平方メートル 以上のもの	合計が 二万五千平方メートル 以上のもの	合計が 二万五千平方メートル 以上のもの	合計が 二万五千平方メートル 以上のもの	合計が 二万五千平方メートル 以上のもの	合計が 二万五千平方メートル 以上のもの
九万千 百円	七万千 六百円	三十一万 四千円	二十七万 三千円	二十三万 千円	十六万 千円	九万四千 六百円	五万六千 八百円	二十四万 八千円	

標準入力 法等による 場合										
当該部分の床面積の 合計が五千平方メー	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が三千平方メー トル以上五千平方メー	当該部分の床面積の 合計が三千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が一万平方メー トル以上二万五千平	当該部分の床面積の 合計が五千平方メー トル以上一万平方メー	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五千平方メー	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル未満のもの
五十三万千円	四十三万円	三十万千円	二十三万四千円	十八万六千円	三十五万七千円	三十万四千円	二十五万三千円	十九万三千円		十一万九千円

六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十三条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能の確保計画の軽微な変更が軽微な変更として認められることについて証明することの証明									
(一) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更として認められること、次に掲げる額の									
1 一戸建て住宅									
(1) 住宅部分									
(2) 非住宅部分									
当該部分の床面積の合計が三平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの
一万三千八百円	八千円	六万六千五百円	三万七千円	一万六千七百円	八千円	四千百円	七十一万五千円	六十二万七千円	
証明書の交付申請のとき。									

[illegible]

二 省令第一條第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつ

て非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれ四の項(二)又は五の項(二)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

三 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、二の項(一)の規定により算出した額とする。

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、三の項(一)の規定により算出した額とする。

五 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみを利用する部分の床面積の合計が居住者のみを利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

七 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

八 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

九 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、四の項の規定により算出した額とする。

十 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

十一 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

十二 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、二の項(一)1若しくは(二)1、三の項(一)1若しくは(二)1、四の項(一)1若しくは(二)1又は六の項(一)1若しくは(二)1に掲げる額とする。

十三 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第四条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、二の項(二)2、三の項(二)2又は六の項(二)2に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

別表三の部 現 行

三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務		名称及び額		徴収時期	
一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項又は第三十条第二項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能適合性判定手数料	提出のとき又は計画通知のとき	
	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能適合性判定手数料	提出のとき又は計画通知のとき	
(一) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一項に規定する非住宅部分という。以下この部において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この部において同じ。）のみのもの		当該部分の床面積の合計が三平方メートル以上二平方メートル未満のもの	一万六千七百円		
(二) 分 (一) 以外の非住宅部分		当該部分の床面積の合計が三平方メートル以上二平方メートル未満のもの	二万七千円		
(1) モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下この部において「省令」という。）第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この部において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。二の項及び七の項において同じ。）による場合		当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	八万四百円		
		当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	十二万八千円		
		当該部分の床面積の合計が三平方メートル以上二平方メートル未満のもの	十一万七千円		
		当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上一平方メートル未満のもの	十四万五千七百円		
		当該部分の床面積の合計が二平方メートル未満のもの	二十万五千七百円		
		当該部分の床面積の合計が二平方メートル未満のもの	三十万九千円		

[illegible]

(二) 場 合 (一)以外の								
1 一戸建て住宅								
		(2) 部住 分宅非						
		第一条に定める住宅区分の区分は、次のとおりとする。						
誘導仕 様基準によ る場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
二万二千元	二万円	二十万円	十六万円	十二万八千元	八万四千元	二万七千五百円	一万六千七百円	九千七百円

[illegible]

る申旨合能ギ築
審請のし基ー物
査に認て準消エ
対定のいる費ネ
すの適性ル

れのがとを
たが定し示
場提めて書
合出る区長
さもも類

(2) 非住宅部分							
上平積当 一 方 該 万 メー 部 平 ー 分 方 ト 計 メ ル 五 ー 以 千 面	ト 上平積当 ル 五 方 該 未 千 メー 部 満 平 ー 分 の 方 ト 計 の メー 二 の ー 以 千 面	ル 二 方 積当 未 千 メー 該 満 平 ト 部 の 方 ー 分 の メー 計 の ー 千 面	ル 上平積当 未 千 メー 該 満 平 ト 部 の 方 ー 分 の メー 計 の ー 千 面	満 平積当 の 方 該 メー 部 ー 計 ト 三 床 未 百 面	ト 上平積当 ル 一 方 該 以下 万 メー 部 の 平 ー 分 の ト 計 の メー 五 の ー 以 千 面	ト 上平積当 ル 五 方 該 未 千 メー 部 満 平 ー 分 の 方 ト 計 の メー 二 の ー 以 千 面	ト 上平積当 ル 二 方 該 未 千 メー 部 満 平 ト 計 の メー 三 の ー 百 面
十二万八千円	八万四百円	二万七千円	一万六千七百円	九千七百円	八万千円	四万六千円	

仕様基準又は 誘導仕様基準 による場合		フロア入力法 (省令第1条第1項第2号 及び同第2号 ロ(2)に定める 基準をいう。) による場合					
当該部分の床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
五万八千円	三万三千百円	十五万七千円	十万四千円	五万八千円	三万三千百円	二十八万千円	十九万六千円

						(2) 部分 非住宅		
標準入力法等 による場合						モデル建物法 による場合		
当該部分の床面積が三百平方メートル以下のも	当該部分の床面積が五千平方メートル以上一平方メートル以下のも	当該部分の床面積が二千平方メートル以上五平方メートル以下のも	当該部分の床面積が二千平方メートル以上二平方メートル以下のも	当該部分の床面積が二千平方メートル以上二平方メートル以下のも	当該部分の床面積が三百平方メートル以上一平方メートル以下のも	当該部分の床面積が三百平方メートル以上一平方メートル以下のも	当該部分の床面積が五千平方メートル以上一平方メートル以下のも	当該部分の床面積が二千平方メートル以上一平方メートル以下のも
円 二十二万七千百	三十万九千円	円 二十三万五千七	円 十四万五千七百	十一万七百元	八万七千百元	十五万七千円	十万四千円	

平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上平方メートル未満のもの
二十八万四千四百円	三十六万七千七百円	五十二万三千七百円	六十四万六千円	

備考

一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料にあっては二の項(二)に、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料にあっては七の項(二)2(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

二 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合であり、かつ、省令第十条第一号ただし書に規

定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料にあっては四の項(二)(2)に、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料にあっては五の項(二)(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料(以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等」という。)について、複合建築物(非住宅部分と住宅部分を含む建築物をいう。)の共用部分のうち居住者以外の者のみを利用する部分の床面積の合計が居住者のみを利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合の手数料の額は、当該共用部分の全てを非住宅部分とみなして算出した額とする。

四 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であってその床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である非住宅部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

五 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、非住宅部分に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、一の項又は二の項の(二)の区分により算出した額とする。

六 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、特定建築行為に該当する増築若しくは改築の場合又は特定建築物以外の建築物の増築の場合の手数料の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

七 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更にあることの証明手数料(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

八 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

九 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置する場合の手数料の

額は、申請建築物における一の建築物の額及び他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第三項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における一の建築物の額を合算した額とする。

十 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置する場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下「性能向上計画認定」という。）を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、四の項に規定する手数料の額とする。

十一 建築物エネルギー適合性判定手数料について、他の建築物が性能向上計画認定を受けた場合の手数料の額は、一の項(一)の区分により算出した額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

十二 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、他の建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定を受けた場合の手数料の額は、二の項(一)の区分により算出した額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

十三 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

十四 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料について、共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、認定申請に係る床面積から住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

十五 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、誘導仕様基準により共同住宅の認定申請をする場合又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料について、仕様基準又は誘導仕様基準により共同住宅の認定申請をする場合の手数料の額は、当該認定申請に係る床面積から住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百一条 租税等の請求権（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十五条に規定する租税等の請求権又は同法第六十九條第十五項に規定する租税等の請求権をい、同法第五十八條第三項に規定する共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ。）を免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続（同法第四條第一項に規定する更生手続又は同法第六十九條第一項に規定する更生手続をいう。以下この条において同じ。）開始後懲役に処せられた場合における第二百二十七條の規定による改正後の同法第二百二十五條第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二百九十五條第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権は、更生手続開始後拘禁刑に処せられた場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権とみなす。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第五百二条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第五十八條の規定による改正後の地方税法第二十二條の二十八第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二條に規定する懲役の刑」とする。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第五百三条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第九十六條の規定による改正後の関税法第三十四條第六條第二項（第一号に係る部分に限る。）日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二號）第十一條第三項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）第四條において準用する場合を含む。）、とん税法第十四條、特別とん税法第十二條及び関税暫定措置法第十九條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第九十六條の規定による改正後の関税法第四百十六條第二項第一号中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條（刑法の一部改正）の規定による改正前の刑法第十二條（懲役）に規定する懲役の刑」とする。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五百四條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百條の規定による改正後の国税通則法第五十七條第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條（刑法の一部改正）の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二條（懲役）に規定する懲役の刑」とする。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百五条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百三十六條の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十四條第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の刑の言渡しは拘留の刑の言渡しとみなす。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置）

第五百六條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百四十二條の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第五十八條の四の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の刑の言渡しは拘留の刑の言渡しとみなす。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五百七條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第四百十七條の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第七條（第二号及びブルに係る部分に限る。）の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百八條 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四百三十六條の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七條の八第一項及び第四項、第二十七條の九第一項並びに第二十七條の十三第四項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七條の十三第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第四章 その他

（経過措置の政令への委任）

第五百九條 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

二 第二十九條、第五十二條、第四百六十四條、第四百六十五條、第四百六十九條、第四百七十條、第四百八十四條第一項並びに第四百九十一條第一項及び第五項の規定 刑法等一部改正法第二号施行日

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

2 この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）の施行の日前である場合には、第四百二十四條第一号中「第七十六條の二第一項及び」とあるのは、「及び」とする。

3 前項の場合において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十四章第七十七條の前に一條を加える改正規定中「懲役」とあるのは、「拘禁刑」とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

法務大臣 古川 禎久

外務大臣 林 芳正

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 山口 壯

防衛大臣 岸 信夫

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十九号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

目次中「特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に、「第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第三十四条―第四十条)」を「第三章の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置(第三十三条―第四十条)」を「第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第三十四条―第三十三条の二・第三十三条の三)」に、「第七章 雑則(第六十八条―第七十一条)」を「第六章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置(第六十七条の二―第六十七条の六)」に改める。

第一条中「の向上に」を「の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進(以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。に)」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第三条第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、以下「の下に」の条、第三十五条第二項第二号及び第六十七条の二第二項において「を加え、同条第二項第一号から第三号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第六十七条の二第二項に規定する促進計画に関する基本的な事項

第四条第一項及び第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同条第三項中「建築物のエネルギー消費性能の向上を促進する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等を図る」に改め、同条第四項及び第五項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第五条中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第六条第二項中「第二十九条第二項」を「第二十九条及び」に改め、「及び第三十五条第一項第一号」を削り、同条第二項中「第三十四条第一項」の下に「及び第六十七条の四」を加える。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十七条第一項及び第二十一条第一項中「、政令で定めるところにより」を削る。

第三章第五節の節名を次のように改める。

第五節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置

第二十八条の見出しを「(特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力)」に改め、同条中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主」に改め、あつて、その「下」に「一年間」を加え、「以下」を「(以下この項及び次条第一項において「以下」を「同項において」に、「次条第一項」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建築主(自らが定めた共同住宅等(共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第三十一条第二項において同じ。の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく共同

住宅等(以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。))は、第六条に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十九条の見出しを「(分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準)」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「(分譲型一戸建て規格住宅等又は分譲型規格共同住宅等(以下この条及び次条において「分譲型一戸建て規格住宅等」という。))」に改め、特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等建築主(次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築主」という。))に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改め、「向上」の下に「建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保すること」という。以下同じ。を加え、同条第二項中「特定建築主」を「(特定一戸建て住宅建築主等)」に、「(分譲型一戸建て規格住宅)」を「(分譲型一戸建て規格住宅等)」に改める。

第三十条の見出し中「特定建築主」を「(特定一戸建て住宅建築主等)」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「(特定一戸建て住宅建築主等)」に、「(分譲型一戸建て規格住宅)」を「(分譲型一戸建て規格住宅等)」に、「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同条第二項中「特定建築主」を「(特定一戸建て住宅建築主等)」に改め、同条第三項中「特定建築主」を「(特定一戸建て住宅建築主等)」に、「(分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の向上)」を「(分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上)」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」を削り、「特定建築主」を「(特定一戸建て住宅建築主等)」に、「(分譲型一戸建て規格住宅)」を「(分譲型一戸建て規格住宅等)」に改める。

第三章第六節の節名を次のように改める。

第六節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

第三十一条の見出しを「(特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力)」に改め、同条中「特定建設工事業者」を「(特定一戸建て住宅建設工事業者)」に改め、「定めた」と及び「基づき」の下に「一戸建ての」を、「あつて、その」の下に「一年間」を、「基づく」の下に「一戸建ての」を加え、「(請負型規格住宅)」を「(この項及び次条第一項において「請負型一戸建て規格住宅」に改め、政令で定める住宅の区分(第三十三条第一項において「住宅区分」という。))」に改め、同条第二項中「同項において」に、「(請負型規格住宅を次条第一項)」を「(請負型一戸建て規格住宅を同項)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建設工事業者(自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等(以下この項及び次条第一項において「請負型規格共同住宅等」という。))の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第三十二条の見出しを「(請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準)」に改め、同条第一項中「特定建設工事業者」を「(請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等(以下この条及び次条において「請負型一戸建て規格住宅等」という。))」に改め、特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者(次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。))に、「(請負型規格住宅)」を「(請負型一戸建て規格住宅等)」に改め、同条第二項中「(特定建設工事業者)」を「(特定一戸建て住宅建設工事業者等)」に、「(請負型規格住宅)」を「(請負型規格住宅等)」に改める。

第三十三条の見出し中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に改め、同条第一項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅（その戸数が第三十一条の政令で定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。）を「請負型一戸建て規格住宅等」に、「エネルギー消費性能の向上」を「請負型規格住宅の」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改め、同条第二項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に改め、同条第三項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上」を「請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」を削り、「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

第三十三条の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

（販売事業者等の表示）

第三十三条の二 建築物の販売又は賃貸（以下この項並びに次条第一項及び第四項において「販売等」という。）を行う事業者（次項及び同条において「販売事業者等」という。）は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による建築物のエネルギー消費性能の表示について、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項
- 二 表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

（販売事業者等に対する勧告及び命令等）

第三十三条の三 国土交通大臣は、販売事業者等が、その販売等を行う建築物について前条第二項の規定により告示されたところに従ってエネルギー消費性能の表示をしていないと認めるときは、当該販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物について、その告示されたところに従ってエネルギー消費性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた販売事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた販売事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該販売事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、販売事業者等の事務所その他の事業場若しくは販売事業者等の販売等を行う建築物に立ち入り、販売事業者等の販売等を行う建築物の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十四条第一項中「は、エネルギー消費性能の向上」を「は、エネルギー消費性能の一層の向上」に、「又はエネルギー消費性能の向上」を「又はエネルギー消費性能の一層の向上」に、「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改め、同条第三項中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改め、同条第三項中「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改める。

第三十五条第一項第一号中「建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ」を削り、「エネルギー消費性能の向上の一層」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同項第三号並びに同条第八項及び第九項中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改める。

第三十七条及び第三十八条中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改める。

第四十三条第一項中「政令で定めるところにより」を削る。

第六章の次に次の一章を加える。

第六十条の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

（建築物再生可能エネルギー利用促進区域）

第六十条の二 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であつて、建築物への再生可能エネルギー利用設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下この条、次条及び第六十七条の六において「促進計画」という。）を作成することができる。

2 促進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域
- 二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域において建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用設備の種類に関する事項
- 三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第五十二条第十四項、第五十三条第五項、第五十五条第三項又は第五十八条第二項の規定（第五項及び第六十七条の六において「特例対象規定」という。）の適用を受けるための要件に関する事項

3 促進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、これに定めようとする第二項第三号に掲げる事項について、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物について特例対象規定による許可の権限を有する特定行政庁（建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。）と協議をしなければならない。

6 市町村は、促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、促進計画の変更について準用する。

（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援

第六十七條の三 促進計画を作成した市町村（第六十七條の五第一項において「計画作成市町村」という。）は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築主の努力)

第六十七條の四 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内においては、建築主は、その建築又は修繕等を行うとする建築物について、再生可能エネルギー利用設備を設置するよう努めなければならない。

（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明）

第六十七條の五 建築士は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する設計の委託をした建築主から同項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合については、適用しない。

3 建築士は、第一項の規定による書面の交付に代えて、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該建築士は、当該書面を交付したものとみなす。

(建築基準法の特例)

第六十七條の六 促進計画が第六十七條の二第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例対象規定の適用については、建築基準法第五十二条第十四項第三号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は同法第六十七條の二第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する促進計画に定められた同条第二項第三号に掲げる事項（次条第五項第四号、第五十五条第三項及び第五十八条第二項において「特例適用要件」という。）に適合する建築物」と、同法第五十三条第五項第四号、第五十五条第三項及び第五十八条第二項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は特例適用要件に適合する建築物」とする。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 第五十一条（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十條第二項又は第六十五條第二項の規定による判定の業務又は評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十三條中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第七十四条中「又は第三十三條第三項」を、「第三十三條第三項又は第三十三條の三第三項」に改め、「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第七十五条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第三十三条第四項」の下に「第三十三条の三第四項」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき」に改める。

第七十六条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第七十七条中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第七十八條中「第七十二條第三号」を「第七十二條第三項」に改める。

附則第三條第十項中「政令で定めるところにより」を削る

第二条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正

目次中「第十条」を「第九条」に、
第一節 特定建築物の基準適合義務等（第十一条）
第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保
第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等（第二
第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び

第十八条 第十三条、第二十六条に關するその他の措置（第十九条—第二十二條）を「第一節 建築主の基準適合義務等（第十条—

説明（第二十七條）に、「第五節」を「第二節」に、「第二十八條―第三十條」を「第二十一條―第二十三條」

に、「第六節」を「第三節」に、「第三十一条―第三十三条」を「第二十四条―第二十六条」に、「第三章の二」を「第四章」に、「第三十三条の二・第三十三条の三」を「第二十七条・第二十八条」に、

建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定等（第三十四条―第四十三条）を「第五章 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定等」（第三十一条―第四十条）」を「第五章 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定等」（第三十一条―第四十条）」を「第五章

を「第三十六条―第五十二条」に、「第六十一条―第六十七条」を「第五十三条―第五十九条」に、「第六章の二」を「第七章」に、「第六十七条の二―第六十七条の六」を「第六十条―第六十四条」

に、「第七章」を「第八章」に、「第六十八条―第七十一条」を「第六十五条―第六十八条」に、「第八章」を「第九章」に、「第七十二条―第七十九条」を「第六十九条―第七十六条」に改める。

第一條中「一定規模以上の」を削る。
第二條第一項中「それぞれ」を削り、同項第二号中「第三十四條第三項」を「第二十九條第三項」

に改める。

第三条第一項中「第三十五条第二項第二号及び第六十七条の二第一項」を「第三十条第二項第二号及び第六十七条の二第一項」に改める。

項」に改める。同条第二項第四号中「第六十七條の二第二項」を「第六十條第一項及び第六十條第二項」に改め、同条第二項第四号中「第六十七條の二第二項」を「第六十條第一項及び第六十條第二項」に改める。

建築主は、その建築（建築物）の新築、増築又は改築を以て、以下同じ。）をしよとする建築物のエネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準（第二条第二項の「建築物の見出しに『建築物』の下に『又は建築物』を加える。同条第一項を次のように記する。」

条例で付加した事項を含む。次章第一節において同じ。に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。をを図

るよう努めなければならぬ。

第六條第二項中「第三十四條第一項及び第六十七條の四」を「次項、第二十九條第一項及び第六

3 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところに

より、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。
第七条を削る。

第八条中「確保」を「向上」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準を勘案して」を削り、同条を第七条とする。

第九条中「建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上の」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準を勘案して」を削り、同条を第八条とする。

第十条中「建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上の」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準を勘案して」を削り、同条を第九条とする。

第三章第一節の節名中「特定建築物の」を削る。

第十一条の見出し中「特定建築物の」を削り、同条第一項を次のように改める。

建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が小さいものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

第十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第六条第一項、第四項若しくは第七項若しくは第六条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は同法第十八条第三項若しくは第十四項の規定の適用及び同法第七条の五に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第七條第四項若しくは第五項、第七條の二第一項、第五項若しくは第七項、第七條の三第四項、第五項若しくは第七項若しくは第七條の四第一項、第三項若しくは第七項の規定又は同法第十八条第十七項、第十八項、第二十項、第二十一項若しくは第二十三項の規定の適用については、この限りでない。

第三章第一節中第十一条を第十条とする。

第十二条第一項中「特定建築行為を」を「前条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第二項において「特定建築行為」という。）であつて、同法第六条第一項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）を」に、「特定建築物」を「建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）」に改め、「計画をいう。以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的内容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

第十二条第二項中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為に」、「所管行政庁に提出しなければならない」を「提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

第十二条第六項中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為」に改め、同条第七項中「建築主は」を削り、「特定建築行為」を「要確認特定建築行為」に改め、「ときは」の下に「前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は」を加え、「前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければ」を「しなれば」に改め、同条第八項中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為（第一項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「以下」の下に「この条及び次条第二項において」を加え、同条第二項中「特定建築行為」の下に「であつて、建築基準法第十八条第二項の規定による通知を要するもの（以下この条において「要通知特定建築行為」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、要通知特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的内容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

第十三条第三項中「特定建築行為」を「要通知特定建築行為」に「通知しなければ」を「通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければ」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

第十三条第六項中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、同条第七項中「特定建築行為」を「要通知特定建築行為」に改め、同条第八項中「（国等の機関の長は）」を削り、「において」の下に「同項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は」を加え、「前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければ」を「しなれば」に改め、同条第九項中「特定建築行為」を「要通知特定建築行為（第二項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出し中「特定建築物に係る」を削り、同条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条の見出し中「実施等」を「実施」に改め、同条第一項中「第四十四条から第四十七条まで」を「第三十六条から第三十九条まで」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「者」との下に「第十一条第二項及び第十二条第三項中「同項ただし書」とあるのは「前項ただし書」とを加え、同条第三項を削り、同条を第十四条とする。

第十六条を削る。

第十七条の見出し中「特定建築物に係る」を削り、同条第一項中「第十四条又は前条」を「第十三条」に、「特定建築物の」を「第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の」に、「に」、特定建築物」を「に」、当該建築物」を「当該建築物」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条及び第三章第二節並びに同章第三節の節名を削る。

第十三条第一項を次のように改める。

建築主は、第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築をしようとする場合において、当該建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定を申請することができる。

第二十三条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

第二十三条を第十六条とする。

第二十四条第一項中「前条第三項」を「前条第三項」に、「第二十七条を除き、以下単に」を「以下」に、「第六十一条から第六十三条まで」を「第五十三条から第五十五条まで」に改め、同条第二項中「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、「同条第一項」を「同条第三項」に改め、同条を第十七条とする。

第二十五条第二項を削り、同条第一項中「[特殊]」を「[第十六条第一項の特殊]」に、「[第二十三条第一項]」を「[同条第三項]」に、「[第十二条第一項]」を「[第十一条第一項]」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
 第十六条第三項の認定を受けた建築物は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとみなす。

第二十五条を第十八条とする。

第二十六条中「[第二十三条第一項]」を「[第十六条第一項の規定による]」に改め、同条を第十九条とし、第三章第一節に次の一条を加える。

(適用除外)

第二十条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物

三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

第三章第四節を削る。

第二十八条第一項中「[第六条]」を「[第六条第一項及び第二項]」に、「[を同項]」を「[を次条第一項]」に改め、同条第二項中「[第三十一条第二項]」を「[第二十四条第二項]」に、「[第六条]」を「[第六条第一項及び第二項]」に、「[を同項]」を「[を次条第一項]」に改め、第三章第五節中同条を第二十一条とし、第二十九条を第二十二条とする。

第三十条第五項中「[第十七条第二項]」を「[第十五条第二項]」に改め、同条を第二十三条とする。

第三章第五節を同章第二節とする。

第三章第六節中第三十一条を第二十四条とし、第三十二条を第二十五条とする。

第三十三条第五項中「[第十七条第二項]」を「[第十五条第二項]」に改め、同条を第二十六条とする。

第三章第六節を同章第三節とする。

第三章の二中第三十三條の二を第二十七条とする。

第三十三条の三第五項中「[第十七条第二項]」を「[第十五条第二項]」に改め、同条を第二十八条とし、第四章中第三十四条を第二十九条とする。

第三十五条第一項第一号中「[第四十条第一項]」を「[第三十五条第一項]」に改め、同条第八項中「[第十二条第一項]」を「[第十一条第一項]」に、「[第十二条第三項]」を「[第十二条第三項]」に改め、同条第九項を削り、同条を第三十条とする。

第三十六条第一項中「[以下]」を「[次条から第三十四条までにおいて]」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十七条中「[第三十五条第一項]」を「[第三十条第一項]」に、「[以下]」を「[次条及び第三十五条において]」に改め、同条を第三十二条とし、第三十八条を第三十三条とする。

第三十九条中「[第三十五条第一項]」を「[第三十条第一項]」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十条第二項中「[第三十四条第三項各号]」を「[第二十九条第三項各号]」に改め、同条を第三十五条とする。

第五章を削り、第四章を第五章とし、第三章の二を第四章とする。

第四十四条中「[第十五条第一項]」を「[第十四条第一項]」に改め、単に「[を削り、第六章第一節中同条を第三十六条とする]」。

第四十五条第四号中「[第六十条第一項]」を「[第五十二条第一項]」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十六条第一項第一号中「[第五十条の適合性判定員が]」を「[第四十二条の適合性判定員が]」に改め、同号イ中「(5)まで」を「(6)まで」に、「[特定建築物の区分]」を「[建築物の区分]」に改め、同号イ(5)中「[特定建築物]」を「[建築物]」に改め、同号イ(4)を同号イ(5)とし、同号イ(3)中「[特定建築物]」を「[建築物]」に改め、同号イ(4)を同号イ(5)とし、同号イ(3)中「[特定建築物]」を「[建築物]」に改め、同号イ(2)を同号イ(3)とし、同号イ(1)中「[合計が]」の下に「[三百平方メートル以上]」を加え、「[特定建築物]」を「[建築物]」に改め、同号イ(1)を同号イ(2)とし、同号イ(1)として次のように加える。

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を八百二十で除した数

第四十六条第一項第一号ロ中「(5)まで」を「(6)まで」に、「[特定建築物]」を「[建築物]」に、「[第五十条]」を「[第四十二条]」に改め、同項第二号中「[第六十三条第一項第二号]」を「[第五十五条第一項第二号]」に改め、同号イ中「[第六十三条第一項第二号イ]」を「[第五十五条第一項第二号イ]」に改め、同号ロ中「[第六十三条第一項第二号ロ]」を「[第五十五条第一項第二号ロ]」に改め、同条第二項第四号中「[第五十条]」を「[第四十二条]」に改め、同条を第三十八条とし、第四十七条を第三十九条とする。

第四十八条第二項中「[第四十四条から第四十六条まで]」を「[第三十六条から第三十八条まで]」に改め、同条を第四十条とする。

第四十九条第一項ただし書中「[第四十五条各号]」を「[第三十七条各号]」に改め、同条を第四十一条とし、第五十条を第四十二条とし、第五十一条を第四十三条とし、第五十二条を第四十四条とする。

第五十三条第一項後段を削り、同条第三項中「[第一項]」の下に「[又は前項]」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を変更するときは、当該変更に係る判定の業務の開始の日までに、変更後の判定業務規程を国土交通大臣に届け出なければならない。

第五十三条を第四十五条とする。

第五十四条第一項中「[次項及び第七十九条第二号]」を「[次項第一号及び第三号並びに第七十六条第二号]」に改め、同条を第四十六条とし、第五十五条を第四十七条とする。

第五十六条中「[第四十六条第一項各号]」を「[第三十八条第一項各号]」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十七条中「[第五十二条]」を「[第四十四条]」に改め、同条を第四十九条とする。

第五十八条第二項中「[第十七条第二項]」を「[第十五条第二項]」に改め、同条を第五十条とする。

第五十九条第一項中「[あらかじめ]」を削り、同条を第五十一条とする。

第六十条第一項中「[第四十五条各号]」を「[第三十七条各号]」に改め、同条第二項第一号中「[第四十七條第二項、第四十九條第二項、第五十四條第一項、第五十五条]」を「[第三十九條第二項、第四十一條第二項、第四十六條第一項、第四十七條]」に改め、同項第二号中「[第五十三條第一項]」を「[第四十五條第一項又は第三項]」に改め、同項第三号中「[第五十四條第二項各号]」を「[第四十六條第二項各号]」に改め、同項第四号中「[第五十三條第三項、第五十六條又は第五十七條]」を「[第四十五條第四項、第四十八條又は第四十九條]」に改め、同条を第五十二条とする。

第六十一条第一項中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「単に」を削り、「第二十
三条第一項」を「第十六条第三項」に改め、同条第二項中「第四十七条第一項及び第四十八条を
「第三十九条第一項及び第四十条」に、「第四十七条第二項及び第三項、第四十九条並びに第五十一
条から第五十九条まで」を「第三十九条第二項及び第三項、第四十一条並びに第四十三条から第五
十一条まで」に改め、同項の表を次のように改める。

第三十九条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第五十五条第二項第二号
第四十条第二項	第三十六条から第三十八条ま で	第五十三条第一項、第五十四 条及び第五十五条
第四十一条第一項ただし書	第三十七条各号	第五十四条各号
第四十三条	適合性判定員	第五十六条の評価員
第四十三條から第四十五條ま で、第四十七條、第四十九條、 第五十條第一項、第五十一條 第一項及び第二項	判定の業務	評価の業務
第四十五条	判定業務規程	評価業務規程
第四十八条	第三十八条第一項各号	第五十五条第一項各号

第六章第二節中第六十一条を第五十三条とする。
第六十二条第一号中「第四十五条第一号」を「第三十七条第一号」に改め、同条第二号中「第六
十五條第一項」を「第五十七條第一項」に改め、同条を第五十四条とし、第六十三條を第五十五條
とし、第六十四條を第五十六條とする。

第六十五条第一項中「第六十二条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、同条第二項第一号中
「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第四十七条第二項、第四十九条第二項、第五十
四條第一項、第五十五條又は第五十九條第一項」を「第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四
十六條第一項、第四十七條又は第五十一條第一項」に改め、同項第二号中「第六十一条第二項」を
「第五十三条第二項」に、「第五十三條第一項」を「第四十五條第一項又は第三項」に改め、同項第
三号中「第六十一条第二項」を「第五十三條第二項」に、「第五十四條第二項各号」を「第四十六條
第二項各号」に改め、同項第四号中「第六十一条第二項」を「第五十三條第二項」に、「第五十三條
第三項、第五十六條又は第五十七條」を「第四十五條第四項、第四十八條又は第四十九條」に改め、
同条第三項中「第六十條第三項」を「第五十二條第三項」に改め、同条を第五十七條とする。

第六十六条第一項第二号中「第六十一条第二項」を「第五十三條第二項」に、「第五十九條第一項」
を「第五十一条第一項」に改め、同条第二項中「しよと」を削り、同条を第五十八條とし、第六
十七條を第五十九條とする。

第六十七條の二第一項及び第二項第三号中「第六十七條の六」を「第六十四條」に改め、第六章
の二中同条を第六十條とする。
第六十七條の三中「第六十七條の五第一項」を「第六十三條第一項」に改め、同条を第六十一條
とし、第六十七條の四を第六十二條とし、第六十七條の五を第六十三條とする。
第六十七條の六中「第六十七條の二第六項」を「第六十條第六項」に改め、同条を第六十四條と
し、第七章中第六十八條を第六十五條とし、第六十九條から第七十一条までを三条ずつ繰り上げる。
第七十二条第一項中「第五十一条（第六十一条第二項）」を「第四十三條（第五十三條第二項）」に
改め、同条第二項中「第六十條第二項又は第六十五條第二項」を「第五十二條第二項又は第五十七
條第二項」に改め、第八章中同条を第六十九條とする。
第七十三條中「第十四條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を第七十條とする。

第七十四條中「第十六條第二項、第十九條第三項、第三十條第三項、第三十三條第三項又は第三
十三條の三第三項」を「第二十三條第三項、第二十六條第三項又は第二十八條第三項」に改め、同
条を第七十一條とする。

第七十五條第一号中「第十七條第一項、第二十一条第一項、第三十條第四項、第三十三條第四項、
第三十三條の三第四項若しくは第四十三條第一項」を「第十五條第一項、第二十三條第四項、第二
十六條第四項若しくは第二十八條第四項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第五十八條
第一項」を「第五十條第一項」に、「第六十一条第二項」を「第五十三條第二項」に改め、同号を同
条第二号とし、同条を第七十二條とする。

第七十六條第一号を削り、同条第二号中「第五十五條第一項（第六十一条第二項）」を「第四十七
條第一項（第五十三條第二項）」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第五十五條第二項
（第六十一条第二項）」を「第四十七條第二項（第五十三條第二項）」に改め、同号を同条第二号とし、
同条第四号中「第五十九條第一項（第六十一条第二項）」を「第五十一条第一項（第五十三條第二項）」
に改め、同号を同条第三号とし、同条を第七十三條とする。

第七十七條中「第三十七條」を「第三十二條」に改め、同条を第七十四條とする。
第七十八條中「第七十二条第二項又は第七十三條」を「第六十九條第二項又は第七十條」に改め、
同条を第七十五條とする。

第七十九條第一号中「第四十九條第二項（第六十一条第二項）」を「第四十一条第二項（第五十三
條第二項）」に改め、同条第二号中「第五十四條第一項（第六十一条第二項）」を「第四十六條第一項
（第五十三條第二項）」に、「第五十四條第二項各号（第六十一条第二項）」を「第四十六條第二項各号
（第五十三條第二項）」に改め、同条を第七十六條とする。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の二を第七章とする。
附則第二章の前の見出しを削り、同条から附則第四章までを次のように改める。

第二条から第四条まで 削除

第三条 建築基準法の一部改正

第二十八條第一項中「住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては」を削り、「おい
て」の下に「居室の種類に応じ」を加える。

第五十二條第三項中「及び第六項」を「並びに第六項第二号及び第三号」に、「第六項の政令で定
める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供
する」を「第六項各号に掲げる建築物の」に改め、同条第六項中「政令で定める昇降機の昇降路の
部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「次に掲げる
建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 政令で定める昇降機の昇降路の部分
- 二 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- 三 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（給湯設備その他の
国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれ
がないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）で特定行政庁が交通上、
安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

第五十二条第十四項に次の一号を加える。
三 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十
七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項
第四号において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部
分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

第五十三条第五項に次の一号を加える。
四 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

第五十五条第四項中「規定は」の下に「第三項又は」を加え、「場合」を「場合について」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第五十八条第二項において同じ。）の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前二項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする。ことができる。

第五十八条に次の二項を加える。

2 前項の都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの的高さは、同項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、当該最高限度を超えるものとする。ことができる。

3 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

第八十六条第一項中「に建築される」を「において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第八十六条の四において「建築等」という。）をする」に、「建築されるもの」を「建築等をするもの」に、「のうち」を「について」に、「認めるもの」を「認めるときは、当該一又は二以上の建築物」に改め、同条第二項中「建築物が建築される」を「において建築物の建築等をする」に、「当該区域内に存することとなる」を「ときは、当該区域内における」に改め、同条第三項中「建築される」を「において建築等をする」に、「のうち」を「について」に、「ものについては」を「ときは、当該一又は二以上の建築物に対する」に、「当該建築物」を「当該一又は二以上の建築物」に改め、同条第四項中「建築物が建築され」を「において建築物の建築等をし」に、「存することとなる」を「おける」に、「建築される」を「当該建築物等をする」に改め、同条第六項中「申請しようとする」を「申請する」に改め、同条第七項中「建築を」を「建築等をする」に改める。

第八十六条の二の見出し中「一敷地内認定建築物以外の」を削り、同条第一項中「建築しよう」を「新築し、又は一敷地内認定建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項から第三項までにおいて「増築等」という。）をしよう」に、「当該建築物」を「当該新築又は増築等に係る建築物」に改め、同条第二項中「一敷地内認定建築物以外の建築物を」を削り、「建築しよう」を「において、一敷地内認定建築物以外の建築物を新築し、又は一敷地内認定建築物について増築等をしよう」に、「当該建築物」を「当該新築又は増築等に係る建築物」に改め、同条第三項中「建築しよう」を「新築し、又は一敷地内許可建築物について増築等をしよう」に、「当該建築物」を「当該新築又は増築等に係る建築物」に改め、同条第四項中「申請しようとする」を「申請する」に改める。

第八十六条の四各号中「建築する」を「建築等をする」に改める。

第八十六条の七第一項中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に、「第三条第三項第三号及び第四号」を「第三条第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「第三条第三項第三号及び第四号」を「第三条第三項」に改め、同条第四項中「同条第三項第三号及び第四号」を「同条第三項」に改める。

第八十七条第四項中「第三条第三項第三号及び第四号」を「第三条第三項」に改める。
第一百一条第一項第六号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第四条 建築基準法の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ当該」を「当該」に改め、同条第七号の二中「第九号の三口」の下に「及び第二十六号第二項第二号」を加え、同条第九号の二イ中「主要構造部が」を「主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）が、」に改め、同号イ(2)中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第十七号中「第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において」を「以下」に、「第六条第三項第三号において同じ。」を「同号において同じ。」を「に改める。

第五条の六第二項中「この項及び次条第三項第二号において」を削る。

第六条第一項中「第一号から第三号まで」を「第一号若しくは第二号」に、「から第三号まで」に掲げる規模を「又は第二号に規定する規模」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる建築物を除くほか、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物

第六条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第六項中「第六条の三第一項の」を「第六条の三第一項本文に規定する」に改める。

第六条の三第一項ただし書を次のように改める。

ただし、当該建築物の計画に係る確認審査が次の各号に掲げる確認審査である場合において、当該確認審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる確認審査の区分に応じ国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事とするときは、前条第一項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第七十七条の二十四第一項の確認検査員にさせるときは、この限りでない。

一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの確認審査

二 当該建築物の計画（第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査（前号に掲げる確認審査に該当するものを除く。）
第六条の四第一項第三号中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。
第七条の六第一項中「から第三号までの」を「若しくは第二号に掲げる」に改める。

第十八条第四項本文中「審査」の下に（以下この項及び次項において「審査」という。）を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該建築物の計画に係る審査が次の各号に掲げる審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる審査の区分に応じ国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事とするときは、この限りでない。

一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの審査

二 当該建築物の計画（第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（前号に掲げる審査に該当するものを除く。）

第十八条第五項中「第三項に規定する」を削り、同条第二十四項中「から第三号までの」を「若しくは第二号に掲げる」に改める。

第二十條第一項中「それぞれ」を削り、同項第二号中「第六条第一項第二号に掲げる」を「木造の」に、「高さが十三メートル又は軒の高さが九メートル」を「地階を除く階数が四以上であるもの又は高さが十六メートル」に、「同項第三号に掲げる」を「木造以外の」に改め、同項第三号中「のうち、第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。）を（前号に掲げる建築物を除く。）のうち、第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあつては、地階を除く階数が三以上であるもの又は延べ面積が三百平方メートルを超えるものに限る）に改める。

第二十一條第一項中「主要構造部を」を「特定主要構造部を」に、「主要構造部に」を「特定主要構造部に」に改め、同条第二項中「次の各号のいずれかに適合する」を「その壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備を通常の火災時における火熱が当該建築物の周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止するためにこれらに必要とされる性能に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第二十三條中「第六十一條」を「第六十一條第一項」に改める。

第二十六條中「各区画の」を「各区画における」に改め、同条に次の一項を加える。

2 防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて他の部分と有効に区画されている部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該特定部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に第二、第九号の二に規定する防火設備を有するものに係る前項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなし、かつ、当該特定部分を同項第一号に該当する建築物とみなす。

一 当該特定部分の特定主要構造部が耐火構造であるもの又は第二、第九号の二（二）に規定する性能と同等の性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの

二 当該特定部分の主要構造部が準耐火構造であるもの又はこれと同等の準耐火性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの（前号に該当するものを除く。）

第二十七條第一項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第四十一條中「第六條第一項第四号」を「第六條第一項第三号」に改め、同条ただし書中「及び第三号の建築物」を「に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる建築物（木造以外の建築物に限る。）」に改める。

第五十二條第十四項第三号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第六十一條に次の一項を加える。

2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第六十八條の九第一項中「第六條第一項第四号」を「第六條第一項第三号」に改める。

第六十八條の七第一項中「第二十六條、第二十七條」を「第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條、第二十五條から第二十七條まで」に、「同条各号」を「同条第一号及び第二号」に改め、「のうち政令で定めるもの」を削り、「第三十四條第二項」の下に「第三十五條（同条の階段、出入口その他の避難施設及び排煙設備に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（次項及び第八十七條第四項において「階段等」に関する技術的基準」という。）並びに第三十五條の敷地内の避難上及び防火上必要な通路に関する技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十六條（同条の防火壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（次項において「防火壁等」に関する技術的基準」という。）に係る部分に限る。）、第四十三條第一項、第四十四條第一項」を、「第六十一條」の下に「第六十二條」を加え、同条第二項中「により第二十條又は」を「により第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十六條、第二十七條」に、「同条の技術的基準のうち政令で定めるもの」を「階段等に関する技術的基準」に、「以下この項及び第八十七條第四項において同じ。」を「、第三十六條（防火壁等に関する技術的基準（政令で定める防火区画に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）」又は第六十一條」に、「第二十條又は第三十五條」を「これらの規定」に改め、同条第三項中「同条各号」を「同条第三号」に改め、「第三十四條第一項」の下に「第三十五條（同条の廊下並びに非常用の照明装置及び進入口に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（第八十七條第四項において「廊下等」に関する技術的基準」という。）に係る部分に限る。）、第三十五條の二」を加え、「又は第三十六條」を「、第三十六條」に改め、除く。の下に「又は第三十七條」を加える。

第八十七條第四項中「第三十五條」を「第二十七條又は第三十五條（階段等に関する技術的基準に係る部分に限る。）」に、「第三十五條の三又は第三十六條（二）」を「第三十五條（廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。）、第三十五條の二、第三十五條の三又は第三十六條（二）に改め、「により」の下に「第二十七條、」を加え、「第三十五條の三又は第三十六條の」を「（階段等に関する技術的基準及び廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。）」又は第三十五條の二から第三十六條までの」に改める。

第八十七條の四中「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

第八十八條第一項中「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「第八十六條の七第一項の政令で定める」を「同条第一号及び第二号に掲げる」に、「及び第三十六條」を「、第三十六條」に改め、「昇降機に係る部分に限る。」の下に「及び第三十七條」を加え、「それぞれ」を削り、同条第二項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

第九十條の二第一項中「から第三号までの」を「又は第二号に掲げる」に改める。

第九十三條第二項中「同項第四号」を「第六條第一項第三号」に改める。

(建築物の一部改正)

第五條 建築士法（昭和二十五年法律第二百二號）の一部を次のように改正する。

第二條第十項中、「軒の高さ」を削る。

第三條第一項中「左の各号」を「次に」に、「中同様とする」を「において同じ」に改め、同項第一号中「オーダーリアム」を「オーダートリラム」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える」を「十六メートルを超えるもの又は地階を除く階数が四以上である」に改め、同項第三号中「れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは」を「れんが造、コンクリートブロック造又は」に、「高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える」を「超えるもの、高さが十六メートルを超えるもの又は地階を除く階数が四以上である」に改め、同項第四号中「こえ、且つ」を「超え、かつ」に、「以上の」を「以上である」に改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第六條 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二號）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「まで」の下に「若しくは前号」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 住宅のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三號）第二條第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。

第十四條中「第九号」を「第十号」に改める。

第十九條第一項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第二十二條中「第九号」を「第十号」に改める。

第七條 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條の規定 公布の日

二 第六條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一條（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅）を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。）、同法第一條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定、同法第五條の改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二條の次に一章を加える改正規定、同法第七十三條の改正規定、同法第七十四條の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第七十七條の改正規定及び同法第七十八條の改正規定を除く。）及び第三條の規定並びに附則第十一條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一條（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅）を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。）、同法第一條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定、同法第五條の改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二條の次に一章を加える改正規定、同法第七十三條の改正規定、同法第七十四條の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第七十七條の改正規定及び同法第七十八條の改正規定に限る。）、第四條（建築基準法第二條の改正規定（同法第七十七條の改正規定を除く。）、同法第二十一條の改正規定、同法第二十三條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十七條の改正規定、同法第五十二條第十四項第三号の改正規定、同法第六十一條に一項を加える改正規定、同法第八十六條の七の改正規定、同法第八十七條第四項の改正規定及び同法第八十八條第一項の改正規定（から第三号まで）を「又は第二号」に、「同項第四号」を同項第三号に改める部分及び「それぞれ」を削る部分を除く。）及び第七條の規定並びに附則第四條、第八條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一百五十五号の二）の改正規定（第十五條第一項を「第十四條第一項」に改める部分を除く。）、及び同号（二）の改正規定（第二十四條第一項を「第十七條第一項」に改める部分を除く。）に限る。）及び第九條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二條 第二條の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十條から第十三條まで及び第十五條の規定は、この法律の施行の日（以下この条、次条及び附則第十三條において「施行日」という。）以後にその工事に着手する建築物の建築について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築に関して当該建築物のエネルギー消費性能の向上のために第二條の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する建築主、国等の機関の長及び所管行政庁が講ずべき措置については、なお従前の例による。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 第四條の規定による改正後の建築基準法第六條第二項又は第十八條第二項の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（消防法の一部改正）

第七條 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「第六條第一項第四号」を「第六條第二項第三号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第八條 登録免許税法の一部を次のように改正する。
別表第一第一百五十五号の二（中）「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号（中）「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。
（国土交通省設置法等の一部改正）

第九條 次に掲げる法律の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

一 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十三条第一項第三号

二 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項及び第十項並びに第五十四条第一項第一号、第八項及び第九項

三 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百十八条（見出しを含む）

第十條 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に、「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

第十一條 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正

第二十四条中「第五十二条第六項」を「第五十二条第六項第一号」に、「並びに」を「並びに同項第二号に規定する」に改める。

第十二條 都市の低炭素化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第十項を削る。

第五十四条第八項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第九項を削る。

（調整規定）

第十三條 施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日前である場合には、同法第四百十八条のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十五条第三号の改正規定中「第四十五条第三号」とあるのは「第三十七条第三号」と、同法第七十二条の改正規定中「第七十二条」とあるのは「第六十九条」とする。

総務大臣	金子 恭之
法務大臣	古川 禎久
財務大臣	鈴木 俊一
経済産業大臣	萩生田光一
国土交通大臣	斉藤 鉄夫
内閣総理大臣	岸田 文雄

電気通信事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第七十号

電気通信事業法の一部を改正する法律

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業者」を「電気通信事業者等」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「利用者」を「利用者等」に改める。

第二条第五号中「第十六条第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ 電気通信事業者又は第六百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者

ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（イに掲げる者を除く。）

第七条中「もの」として総務省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 電話に係る電気通信役務であつて総務省令で定めるもの（以下「第一号基礎的電気通信役務」という。）

二 高速度データ伝送電気通信役務（その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務をいう。第六十条の五第一項において同じ。）であつて総務省令で定めるもの（以下「第二号基礎的電気通信役務」という。）

第十二条の二第四項第二号ロ中「第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに、及び（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）」を削り、「当該区域内」を「その伝送路設備が設置される都道府県の区域内」に改め、「占める」の下に「割合として第三十三条第一項の総務省令で定める方法により算定した」を加え、「当該区域において」を削り、「これと一体として」を「当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために」に改め、同号二（中）の号を「この二」に改める。

第十三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第六百八十六条第一号を除き、以下同じ。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第九条の登録を受けた者が第六百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第十条第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける前項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第六百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内」とする。

第十六条第一項第四号中「第四十四条第一項の」を「第四十四条第一項に規定する」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第六百八十五条第一号を除き、以下同じ。）」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 電気通信事業者以外の者が第六百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合における前項の規定の適用については、同項中「その旨」とあるのは、「第六百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に、その旨」とする。

（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）
第七條 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三條中「整理等」を「整理、地域生物多様性増進活動の促進等」に改める。

第十條第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。
十三 地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第十八條第一項第三号において「地域生物多様性増進法」という。）第二條第三項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに同法第十四條に規定する事務を行うこと。

第十八條第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十條第一項第十三号に掲げる業務（地域生物多様性増進法第十四條に規定する事務に限る。）及びこれに附帯する業務に関する事項については、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣

附則第七條第三項中「第十八條第一項第三号」を「第十八條第一項第四号」に改め、同條第四項中「第十八條第一項第三号の二」を「第十八條第一項第四号の二」に改める。

附則第十七條第二項中「第十八條第一項第三号」を「第十八條第一項第四号」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第八條 都市緑地法の一部を次のように改正する。

第八十七條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 緑地確保指針は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第八條第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

農林水産大臣 坂本 哲志
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
環境大臣 伊藤信太郎
内閣総理大臣 岸田 文雄

政 令

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年四月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七十一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

総務大臣 松本 剛明
法務大臣 小泉 龍司
財務大臣臨時代理 齋藤 健
経済産業大臣 齋藤 健
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年四月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七十二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同法第六條第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百八十八條第一項第一号又は第二号」に改め、同條第二項第一号中「昭和二十五年政令第三百三十八号」を削り、「第十一條第一項」を「第七條第一項」に改める。

第三条（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模）

第三條 法第十條第一項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積（内部に間仕切り壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であつて常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計が当該階又はその一部の床面積の二十分の一以上であるものの床面積を除く。）の合計が十平方メートルであることとする。

第四条及び第五条を削る。

第六条第一項中「第十八條第一号」を「第二十條第一号」に改め、同條第二項中「第十八條第二号」を「第二十條第二号」に改め、同條第三項中「第十八條第三号」を「第二十條第三号」に改め、同條を第四号とする。

第七条及び第八条を削る。

第九条第一項中「第二十八條第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同條第二項中「第二十八條第二項」を「第二十一條第二項」に改め、同條を第五條とする。
第十条第一項中「第三十一條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同條第二項中「第三十一條第二項」を「第二十四條第二項」に改め、同條を第六條とする。
第十一條第一項中「第四十條第二項」を「第三十五條第一項」に改め、同條第二項中「第四十條第二項」を「第三十五條第二項」に改め、同條を第七條とする。
第十二條中「第四十八條第一項」を「第四十條第一項」に、「第六十一條第二項」を「第五十三條第二項」に改め、同條を第八條とする。
附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。